

令和5年第3回松野町議会定例会会議録 1日目

招 集 年 月 日	令和5年9月5日
招 集 の 場 所	松野町議場兼大会議室
開 会	令和5年9月5日 午前9時29分宣告
応 招 議 員	1番 加藤 康幸 5番 安西 博文 2番 森岡 健治 6番 山石 恭助 3番 山崎 匡 7番 赤松 紀幸 4番 山田 寛二
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員のとおり
欠 席 議 員	なし
説明のため出席した者の職・氏名	町 長 坂本 浩 会計管理者兼出納室長 久保田 忠 副 町 長 八十島 温夫 建設環境課長 谷口 健二 教 育 長 三好 秀二 町 民 課 長 芝 吉彦 総 務 課 長 友岡 純 保健福祉課長 瀧本 美樹 防災安全課長 中井 和彦 教 育 課 長 森本 秀行 ふるさと創生課長 井上 靖 代表監査委員 榎本 孝幸 農林振興課長 小西 亨
職務のために議場 に出席した事務局 職員の職・氏名	議会事務局長 大谷 吉廣 書 記 岡崎智恵子
会 議 録 署 名 議 員	議長、次の両議員を指名 4番 山田 寛二 5番 安西 博文
会 期 の 決 定	令和5年9月5日～9月14日（10日間）

◇ 議事日程

- 1 開 会 宣 言
- 2 招 集 挨 拶
- 3 諸般事項報告
- 4 開 議

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名
2	—	会期の決定
3	—	一般質問（4番、3番、5番、6番）
4	報告 8	松野町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
5	報告 9	松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について
6	議案 36	松野町子ども医療費助成条例の一部改正について
7	議案 37	宇和島地区広域事務組合規約の変更について
8	議案 38	令和5年度松野町一般会計補正予算（第3号）
9	議案 39	令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
10	認定 1	令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について
11	認定 2	令和4年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
12	認定 3	令和4年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
13	認定 4	令和4年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
14	認定 5	令和4年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
15	認定 6	令和4年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
16	認定 7	令和4年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 5 閉 議
- 6 散 会

議	長	ただいまから、令和5年第3回松野町議会定例会を開会します。 (9:29)
議	長	町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは、第3回定例議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日、令和5年第3回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。</p> <p>さて、暑さも一頃よりは和らぎ早期米の稲刈りもあらかた終わり、これから日増しに秋の気配が濃くなって、過ごしやすくなるものと期待をしておりますけれども、季節の変わり目ですので、体調管理には一層気をつけてくださいますようお願いいたします。</p> <p>8月は、台風の襲来も心配されましたが、13日には、森の国の夏祭り、翌14日は、吉野生地区、目黒地区で、それぞれ盆踊り花火大会が無事開催され、いずれの会場でも、帰省された皆さんと地元の皆さんの微笑ましい交流の場がかいま見られました。3年半のコロナ禍を経て、地域の絆や人と人の触れ合いが弱くなったのではないかと心配しておりましたけれども、にぎわいの中で、確かな活力を感じることができ大変うれしく、また心強く感じているところであります。</p> <p>また、かねてから計画をして参りました吉野生公民館の改築工事が諸準備を完了し、いよいよ解体工事に入っております。支所業務、公民館業務は、隣の吉野生交流促進センターで執り行っておりますけれども、新しく建て替わる吉野生公民館は、地域の皆様が心待ちにされている施設であります。今後、地域の拠点として有効に活用されることによって、私のまちづくりの目標である50年後100年後も穏やかな暮らしが続いていることにつながっていくものと期待をしております。</p>

	<p>さて、6月定例会以降の町内における主な諸行事などにつきましては、別途町政報告書にまとめておりますので、御確認のほどお願いを申し上げます。</p> <p>なお、今期定例会に御提案申し上げます案件は報告2件、条例改正が1件、規約の変更が1件、一般会計及び介護保険特別会計補正予算、そして認定7件の諸案件であります。</p> <p>御提案申し上げました議案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶といたします。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>次に、今期定例会に関する諸報告をします。</p> <p>まず、今期定例会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は、13件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いいたします。</p> <p>続いて本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いいたします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いいたします。</p> <p>次に、監査報告であります。監査委員から、令和5年5月、6月、7月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。</p> <p>続いて、議会閉会中の主要行事、事務等については、配付しております一覧表のとおりです。</p> <p>御確認をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これから、本日の会議を開きます。 (9:34)</p>
議 長	<p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p>

<p>議 長</p>	<p>本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番山田寛二議員、5番安西博文議員を指名します。</p> <p>日程第2 「会期決定の件」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本定例会の会期は、本日から9月14日までの10日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本定例会の会期は、本日から9月14日までの10日間に決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第3 これより一般質問を行います。</p> <p>本定例会より、一般質問の方式を、一括方式と一問一答方式の選択制にしております。</p> <p>それでは、通告1番、山田寛二議員の一般質問を一括方式により行います。</p> <p>山田議員の質問を許します。</p>
<p>4 番 山 田 議 長</p>	<p>「議長4番」</p> <p>「山田議員」</p>
<p>4 番 山 田</p>	<p>おはようございます。</p> <p>議長のお許しを得ましたので質問をさせていただきます。</p> <p>まず最初に、観光産業の取り組みについて、新型コロナの規制が大幅に緩和され、ウィズコロナからアフターコロナの時代になりました。完全収束には至っていませんが、経済活動において、コロナ前の状態になりつつあります。人の移動も活発になり、観光客が増加して、インバウンド観光も盛んになってきています。</p> <p>一方、松野町においては、滑床、奥内の棚田などの観光資源や虹の森公園、ぽっぽ温泉をはじめとする施設を活用した施策を執ってこられていることは承知しておりますが、伸び悩んでいる状況ではないかと思えます。そのために、更なる施策が必要ではないかと考えます。</p>

今後は、これらの資源を有効に活用することにより、松野町の活性化が図られると思われます。短期、中期、長期にわたる計画があればお聞かせください。

行政だけに頼るのではなく、議会も含め官民一体の取り組みが必要と思ひます。その点もあわせてお伺ひします。

続きまして、若者定住施策について、全国的な少子化や物価高など様々な問題がある中、松野町でも人口減少や産業の衰退など多くの課題があります。

若者が定住するためには、働く場所が必要です。働ける産業が少ないのも事実です。本町には幸いなことに、若者も働ける福祉施設がたくさんありますが、ある施設では、人手不足が慢性化しているのが実情です。これらの問題を解決するため、町として施設側のニーズに応えられるような取り組みが必要ではないかと考えます。例えば、施設とのヒアリングをとおして、課題解決の後押しをするなどの取り組みです。

1つの事例をあげましたが、若者定住についての全般的な取り組み、施策がありましたらお聞かせください。

以上2点、よろしくお願ひします。

坂 本 町 長

「議長」

議 長

「坂本町長」

坂 本 町 長

それでは、山田議員の御質問についてお答えをいたします。

まず1点目の観光産業の短期、中期、長期にわたる計画についてお答えをいたします。なお、山田議員の御質問は、一括方式でありますので、少し答弁が長くなることを御了承いただきたいと思ひます。

本町におきましては、観光に特化した中長期計画は今のところ策定をしておりませんが、最上位計画であります松野町総合計画、そして、松野町まち・ひと・しごと創生総合戦略にもと基づきまして、観光に関する事業を推進してあります。

私たちは、新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大という、これまでにない状況に遭遇し、本町においても、観光産業をはじめあら

ゆる社会経済活動が大きな打撃を受けました。現在は、感染症対策のフェーズは5類に移行しまして、道の駅虹の森公園まつの、それからアウトドア事業などにおいても、感染症拡大前の人流を取り戻している状況です。

しかしながらその過程におきまして、生活様式や価値観、様々な行動判断の大きな転換点になったことは確実です。都市部の住民を中心に、ワーケーションという言葉が一般的になり、仕事と余暇の業界がミックスされてきたほか、観光の対象も個々の趣向に応じ多様化し、その地域ならではの日常生活を取り込むようになって参りました。このような中、俗化されていない多くの自然環境や個性的な歴史文化資源、温暖な風土に根ざす多様な生業を要する本町は、観光分野においても、大きな伸びしろを有していると考えています。

現在、消費者の購買意欲は「モノ」から「コト」に価値を持つように変化が顕著になって参りました。観光産業においても、この動向は同じでも物見遊山的な観光から、そこに行かなければ体験できない、ほかにはないオンリーワンの体験ができるといった観光に変化する傾向があります。

このような状況の中、本町では、多くの観光旅行者を一気に受入れ、画一的なサービスを提供していくという、いわゆるマスツーリズム、こういった観光施策の立案や観光商品の造成よりも、松野町の自然、景観、歴史、更には伝統、文化、産業等の魅力を体験してもらうコンテンツをこれからも継続的に造成し、それぞれの観光旅行者の多様化するニーズにカスタマイズした観光商品を造成し、それを実装できるよう観光施策を講じていくことを目指して参りたいと考えております。

このことはですね、観光旅行者に潤い、癒やし、学びや感動等を与え、再度の来訪への意欲を高めていただき、更には、中期の滞在、長期の滞在、そして移住へとつながるような流れを目指していく、これは我が松野町の観光施策において選択すべき方向だと確信をしております。

また、このような方向性を持った観光施策の推進をしていく中で、観光旅行者とそれから地域住民との交流を促進し、おもてなしの心で受け入れる環境を整えることで、コミュニティの持続性の確保、移住の促進にもつながるものと期待をしております。

このような観光施策を推進していく上で、中心的な役割を果たすのが、観光地域づくり法人、いわゆるDMOといわれるものであります。その仕組みとしましては、住民、それから企業、各種機関、団体、そして行政が連携し、本町が有するあらゆる地域資源を活用しながら、「この町に観光旅行者を呼ぶこと」「常に変化する観光ニーズに即応すること」「柔軟に、観光マーケット戦略を展開し、旅行商品の造成と販売をすること」「町の力を十分に集結し発揮すること」この4つをですね、この4つのミッションを実現する体制と人の集まりということになります。つまり観光を切り口にして、まちの課題解決、それから新たな価値創造に取り組むもので、既に御説明のとおり、このDMOをですね、年度内設立を目指して、今、準備をしているところでございます。

このような、山田議員が御指摘の官民連携による本町の様々な地域資源を生かした観光まちづくりの取り組みは、これまでの提供側から観光旅行者に対しての一時的、一方的なサービスの提供から脱却をしまして、観光旅行者とそれからこちら受入れ側の双方向の関係性を構築し、地域も観光旅行者も互いの利便性を共有する機会となり、基幹産業である農林業をはじめ、あらゆる産業への波及、関係人口の増大、それから移住の促進など、これから50年後100年後も松野町のコミュニティを持続させるための重要な施策の1つになるというふうを考えております。

次に2点目の若者定住について、全般的な取り組みや施策についてお答えをいたします。

本町では住民の定住を促進するために、平成26年度に松野町定住促進条例を制定し、新築住宅を建築または購入した際の定住住宅建築奨励金や結婚祝い金、出産祝い金を交付しているところです。

これに加え、現在は、お住まいの住宅をリフォームする際の住宅リフォーム補助金や、移住者が空き家を改修する際に活用できる多様な支援制度などを認定し、新設をしまして、定住人口の拡大に取り組んでおります。

また補助金の交付だけではなく、森の国まつの事業協同組合、これを設立いたしまして、担い手不足の解消と安定雇用の創出を図り、また、移住者住宅を整備することによって、仕事、それから住まい、子育て、この各施策をあわせて行う森の国まつのモデルというふうに呼んでおりますけれども、これに取り組みまして、従来の若者のみを対象とした定住施策を拡大し、より多くの方に松野町での定住、これを選択していただくための施策を展開しております。

一方で、山田議員御指摘のとおり、働くことができる産業が少ないことも事実であります。ハローワークの求人を見ても、8月末時点での松野町の求人数は22件であり、他の市町と比べて低い状況にあります。

この原因の1つとして、進学等によって松野町を離れた若者に、松野町にUターンをしたいという希望があっても、仕事がない、就職したい職種がないことにより断念せざるを得ない、結果的に、担い手不足や経済活動の低迷で、ますます雇用機会が減少するという悪循環になっているのではないかと考えております。

このため、このような問題を解決すべく、本町では新たな取り組みを実行しております。

まず、地域がどのような状況にあるのかを調べ、将来の家族や集落、コミュニティづくりを考える集落点検事業、そして住民自らが集落の将来をつくり上げる小さな拠点づくり、更には役場内には若手職員で、人口減少対策について検討する、人口減少対策ワーキンググループ、こういったものを設置しております。

中でも、先行して松丸で行っている、松丸地区活性化ワークショップ、これは2週間に1回、松丸に住む多世代の方たち、特に若いお母さん方に集まっていただき、将来の松丸地域を考え、自らアイデアを

出し、実現方法を検討しているところです。

また昨年度、高校生たちが自ら立ち上げた一般社団法人マツノイズムプロジェクトでは、自分たちのふるさと松野町の将来を展望し、今、高校生に何ができるのか、そういったことを企画立案し、実行をしてもらっております。

これらの事業は、松野町の地域のプライドを醸成することとなり、Uターンの促進や持続的なまちづくりにつながるものと考えております。

あわせて、介護、福祉の分野におきましては、人材の確保と育成を目的に、今年度より業務に必要な様々な資格や研修に係る費用を全額補助する制度を開始しておりまして、既に2件の利用実績をいただいているほか、現在、既にたくさんの方に、この研修に従事していただいております。介護、福祉における人材の確保は全国的な課題でありまして、町として具体的に人材を確保することは難しい状況ですが、それぞれの関係機関と日頃から情報共有を行っていたことから、こういった制度が始められたということであり、大切な介護、福祉の現場の課題解決に少しでも貢献できればというふうに考えております。

今後このように、住民一人一人が自ら考え実行し、補助事業などの町施策とあわせて取り組むことで、より効果を高めて今後の定住施策としたいと考えております。

観光まちづくりの推進、それから若者定住をはじめとする移住定住施策は、非常に親和性といいますか、共通する目的を持った施策であると考えております。「この森にあそび この森に学びて あめつちの心に近づかむ」この言葉とともに先人が残した、この地域の美しい自然環境と、地域資源を生かした、まち・ひと・しごとに関する施策を戦略性を持って推進して参りたいと存じますので、議員各位におかれましても引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

<p>議 長 4 番 山 田</p>	<p>「山田議員」</p> <p>今ほどそれぞれの質問に対して御回答をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>まず観光産業の取り組みについて、私が懸念している以上に、町のほうというか、いろんな取り組みをされているというのは、今お話を聞いて大分理解したところなんですけども、もう1点ちょっと追加ということでもないんですけど、ちょっと質問というかしても構わないでしょうか。</p> <p>現在、農家民宿が10件登録されておりまして、個別利用者や修学旅行生の受入れ等に取り組まれていますけども、これからはインバウンド観光、外国からの観光ですかね、それは都市については盛んになってるんですけども、地方についてはなかなか、こちらまで外国の方が来られることはなかなか難しいんですが、そこら辺も含めて、更にインバウンド観光というかね、そういうことも取り組んでいただければいいのかなというふうに思っています。</p> <p>そこら辺もまたどのように考えられとるか、回答いただいたらいいんじゃないかなと思うんですけども、先ほどから観光面については本当力強い、計画、総合計画とか、いろんな特にDMOですかね、年内に設立される予定ということなので、ここら辺で住民と行政とが一体となって取り組みができればいいかなというふうに感じております。</p> <p>それと若者定住につきましても、それぞれ施策を考えられておりまして中期、長期の滞在から移住への推進、これはなかなかいい施策じゃないかなというふうに思いますし、子育ての意味においても、十分とかどうかは別として、支援金の配付とか今年新たに追加されてるようなんですけども、そこら辺によって手厚い支援がされているということを理解をしております。福祉施設についても、資格が取れるような制度もあるということを知っておりますので、そこら辺も、今後、積極的に取り組んでいただいて、福祉施設を大いに盛り上げるというか、利用できるような形で取り組んでいただければというふうに考えております。</p>
------------------------	---

<p>坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長</p>	<p>はい。以上です。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>新たに指摘していただいたインバウンド観光についてなんですが、実は私、8月の31日から先日2日まで、愛媛県の町村会の研修で韓国に、まさにそのインバウンドの研究に行って参りました。その中で今、韓国は非常に訪日外国人の中で、高いトップのシェアを占めております。彼らの旅行の動機づけと申しますか、行きたいというのはですね、いわゆるゴールデンルート東京、京都、大阪ではなくて、あまり行ったことがない地方に行ってみたくと、それも旅行代理店ではなくて、自分でSNSとかそういったもので場所を探して、当然、団体旅行ではなくて、グループ、小人数でいこうという旅行が、今、韓国では主流だそうです。</p> <p>私も帰りの便、飛行機、ほとんど満席だったんですが、日本人の観光旅行者は、20人か30人で、あともう7割8割は韓国の方、これだけ愛媛県にもインバウンド、韓国の方が多く訪れているんだと、これから、中国も解禁されますと、ますますこの比重は大きくなると思います。そういった中で私たちが目指す、いわゆるマスツーリズムではない、本当にこの地域に興味を持っていただく、松野町の自然や歴史文化を御理解いただくそういった観光客が、これから増えてくるのではないかなと期待をしております。</p> <p>そういう方に、私たちもおもてなしの心で、しっかりと、そして経済的な効果も上げていく、これは、これからのインバウンドの受入れの1つの私たちの基本的な考えになるのではないかと、いうふうに思っておりますので、そこら辺もしっかりと民間の事業者の方とタッグを組みながらやっていきたいというふうに思っております。</p> <p>もう1点若者の仕事の関係なんですけれども、御指摘のとおり、福祉施設、介護施設につきましては慢性的な人手不足が非常に多くなっております。こういった非常に大事なこの仕事、ますますこれから働</p>
------------------------------------	---

	<p>値、需要が高まると思われまますので、しっかりと町内の事業者の皆様と相談をして、我々ができること、今も研修制度の補助はやっておりますけれども、そういった事業者さんが本当に望んでいることをしっかりと把握して、それを実現することによって人材確保に努めて参りたいというふうに思っております。</p> <p>以上、答弁とさせていただきます。</p>
4 番 山 田	「議長 4 番」
議 長	「山田議員」
4 番 山 田	今ほど再質問に対しましても、今後の取り組みについてというか力強い施策について報告をいただきまして、心強く思っているところ
	す。
	また私としては、この2点、私としてはですけどね、大変重要な課題やと思えますし、特に観光についても、やはりいろんな資源がある
	中で、やっぱそれを生かしていく、またやっぱよそから来ていただいて、お金を置いていっていただくということがひとつの活性化につながる重要なテーマやないかなというふうに思いますので、今言われたことを着実に実行していただき、更に松野町の発展につなげていただ
	ければというふうに思います。
	はい、以上で私の質問を終わりたいと思います。
	ありがとうございました。
議 長	町長、答弁はよろしいですか。
	以上で、山田議員の質問を終わります。
	続いて、通告2番、山崎匡議員の一般質問を一問一答方式で行いま
	す。時間は、答弁を含め40分です。
	山崎議員の質問を許します。
3 番 山 崎	「議長 3 番」
議 長	「山崎議員」
3 番 山 崎	ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書どおり、大き
	く分けて4つの内容の質問をさせていただいたと思います。
	まず、第1問目としまして、障がい者雇用についてお聞きしたいと

<p>坂本町長 議長</p>	<p>思います。障がい者雇用の法定雇用率は、国、地方公共団体は2.6%、38.5人ごとに1人以上というふうに決まっております。令和8年度より3%となるようです。役場は現在法定雇用率を遵守できているかどうか、まず最初にお聞きしたいと思います。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>「議長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>はい。それではまず1点目、障がい者雇用についての御質問にお答えをいたします。</p> <p>障がい者雇用促進法に定められた法定雇用の現状ですが、基準値の2.6%に対しまして、本町役場では現在2.74%であります。基準は満たしております。しかしながら、今後の制度改革を見据えた上で、本制度の趣旨を鑑みますと、更に取り組みを進めてまいらなければならない状況です。</p> <p>障がい者雇用制度は、雇用、就業を自立、社会参加のための重要な柱と位置づけられておりまして、ひいては、障がいの有無にかかわらず、誰もが働きやすい社会を目指す制度であります。それぞれの職種において、特性に配慮した必要な措置を講じることとなっており、その実現に向けて、ハローワークや専門機関、関係施設等と連携を図りながら進めていく必要があります。</p> <p>先ほど申し上げましたとおり、現在のところは法定雇用率を満たしておりますが、小規模自治体においては、計算基礎となる対象人数が少ないため、今後も大きく雇用率が変動する可能性があります。本町役場におきましても目標値をクリアしつつ、制度の趣旨を十分に反映した取り組みを進めて参りたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>3番山崎</p>	<p>「議長3番」</p>
<p>議長</p>	<p>「山崎議員」</p>
<p>3番山崎</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>法定雇用率を遵守できているということで、ひとまず安心したところでございます。</p>

続いて今後の取り組みについてを、お聞きしたいということでしたんですけども、ある程度答えていただいたので、私の意見を述べさせていただきます。

公共団体、民間企業ともに、先ほど言われたとおり、人材の確保は非常に厳しくなっているんだろうと思います。障がい者雇用についても本当に確保をすることが難しくなっていくのが予想されると思います。過去2018年に国の機関での、雇用人員の水増しという不正なことが行われたことがございます。そういうことも踏まえて、しっかり不正のないように、なかなか確保ができないっていうことも、今から先ってのは、起こってくるんだろうと思うんですけど、不正をなく、正直に公表していただいたらというふうに思っております。

健全者、障がい者、いろんな意味でのマイノリティーというか、そういう言い方が正しいかどうか分からないんですけども、そういう方々が、差別を受けることなく、お互いに個性を認め合い、ともに働き、社会参加してこそ、ボーダレス、バリアフリーな公平な社会ではないかというふうに私は考えております。

我が町、我が松野町には、福祉団地という、町が開墾して作った団地がございまして。そこでは、特別養護老人ホーム、そして障がい者支援施設、そして民間企業ができており、皆さん、そこで日々の生活を営んでおられます。その福祉団地が松野にあるという存在意義は、すごく大きいものがあると私は考えております。介護が必要な方、障がいを持たれた方、そして民間企業で働いている方、そういう方たちの触れ合いがある日常ということ、ものすごく大切なことだと思っております。これからも、多様性を認め、誰にでも優しい松野町、そういう形であってほしいと思っております。そういう願いを込めまして、この質問は終わりたいと思っております。補足等ありましたら最後に時間が許されるようでしたらまた言っていただいたらと思っております。

続いて2問目の質問に移りたいと思っております。

個別避難計画についてなんですけど、7月末の愛媛新聞での記事、災害時における助けが必要な高齢者や障がい者の避難手順を決める個

別避難計画というものが、松野の策定率は100%と明記されておりました。担当関係者の努力の賜物だと思っております。一町民として100%ということで、ひとまず安心したところでございます。

まず、策定の経緯と方法についてお聞きしたいと思います。

策定と経緯の方法と、「支えあいカード」というもので運用しているというふうな記事が出ておりましたので、「支えあいカード」というものがどういうものなのか、資料を提出していただいておりますので、その御説明を一緒にさせていただいたらと思います。

その後、私のほうから、また、今後の状況等については、また再質問という形でさせていただきたいと思っておりますので、まずは現在の状況、そして「支えあいカード」の内容というものを御説明していただいたらと思います。

坂本町長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂本町長

はい。それでは質問にお答えします。

まず個別避難計画の策定の経緯についてですが、要配慮者を把握することから始まります。この要配慮者とは、高齢者をはじめ、障がい者、難病患者、医療的ケア児、妊婦、乳幼児、外国人、傷病者等とされておりまして、障がい者手帳等が交付されている場合は、定期的に把握することが可能ですけれども、御質問のとおり日々状況や環境が変化する中で、対象者一人一人の体調や生活の状態をリアルタイムで把握するという事は非常に困難です。

また、個別避難計画の対象者である避難行動要支援者は、要配慮者のうち自分で避難することが困難な人とされておりまして、災害の種類や規模、周囲のサポートの状況など、様々なシチュエーションが想定される中で、その現状把握と計画策定は、更に困難であることは御理解いただけたと思います。

ではなぜ、本町で策定率100%を達成できているのかということですが、この個別避難計画は、本町では従来から地域包括支援センターで作成の支援を行うとともに、日頃の見守り等でも使用している

<p>瀧本保健福祉課長 議 長 瀧本保健福祉課長</p>	<p>今、議員御指摘のありました救急医療情報カード、いわゆる「支えあいカード」を、災害時の避難行動にも活用することとしているためです。</p> <p>個別計画では、氏名、生年月日、支援が必要な理由や配慮すべき要件のほか、避難支援等の実施者、避難場所や避難経路等を事前に決めておく必要がありますが、これらの情報が、この「支えあいカード」に全て記載されております。更に避難場所や避難経路等を追加することで、個別避難計画と同等の役割を果たすものとして活用をしております。</p> <p>「支えあいカード」は、町のホームページや広報でも周知しているほか、1番の効果的な普及更新としては、日頃から地域包括支援センターへ寄せられる各種の相談をはじめ、保健、福祉、医療の関係機関の連携により、常に情報を収集し、地域包括支援センターの職員が直接訪問をし、声掛けを行うなどの地道な活動を、これまで10年以上継続してきました。これが今回の実を結んだ形となっております。</p> <p>今後の対応といたしましては、高齢者に加え、障がい者等へも積極的に周知を始めておりますけれども、更に内容を充実させることによって、日頃の見守りと有事の際の対策に活用して参りたいと考えているところです。</p> <p>この「支えあいカード」につきまして、もうちょっと詳細に御説明すべきでしたら担当からさせますけれども、はい、それでは保健福祉課長から説明をいたします。</p> <p>「議長」</p> <p>「瀧本課長」</p> <p>はい。保健福祉課から「支えあいカード」について説明いたします。</p> <p>こちらが「支えあいカード」の原本です。皆様には記載例のほうを見ていただいております。「支えあいカード」は、平成23年度に目黒地区をモデルとして、介護予防に係るニーズ調査を行ったことをきっかけに、救急搬送等が必要となった際に、適切な処置や対応を受けることができることを目的に、カードの作成と設置を始めたものでご</p>
--------------------------------------	--

ざいます。その後、全町へ広げながら、記載情報などの改善、改良を重ねてきた次第です。

見ていただきますように、高度な個人情報を記載していることから、関係機関への提供に対して、御本人からの事前に承諾をいただいておりますので、その点も個別避難計画に合致したものです。

また、カード設置者の情報を関係機関へ事前に提供することで、日頃の見守りにも活用しており、そのことも有事の際に役立てることができるものと考えております。

簡単ですが、以上で説明いたします。

3 番 山 崎
議 長

「議長3番」

「山崎議員」

3 番 山 崎

答弁そして説明ありがとうございました。

分かりやすい内容で、非常に有効的なものだなというふうに私も感じました。プライベート、プライバシーの問題があるので、運用にはなかなか気を使うところだろうとは思いますが、承諾を得ているということで、その辺も安心させていただきました。

先ほど町長も答弁されたように、状況っていうのは日々変化しているものだと思います。定期的な、迅速なアップデートっていうのがものすごくデータとしては必要なんだろうなというふうに、こういうものは思っております。10年以上蓄積されたノウハウというものがあるということだったので、そういう面で、スムーズな運用ができていけるのかなというふうに思っております。

あと、新聞にも出てたのですが、それでも、「要支援者名簿に載っていない障がい者の掘り起こしを続けていきます。」というふうなことが書いておられたんですけども、今後の対策はそれに対してどういうふうなものをされていこうとされているのか。現実には有事の際っていうのは、計画どおりの行動っていうのはものすごく難しいものだと思います。計画自体が完全に実現可能なものっていうのは、恐らく無理というか難しいんだろうとは思っているんですけども、その辺でできるだけ現実的な行動ができるような計画を策定してほしいという

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>ことと、もう1つ、2018年の豪雨災害の時に、私自身も消防団員として住民の方を避難させようとしておりました。しかしながら間に合わず取り残して、垂直避難という形をとってもらった方も数多くおられました。やはりその教訓をやっぱり生かさなくてはならないのだろうと私は思っております。そういうことを、今後どういう形で避難計画に、この教訓を生かされているのかどうか、そういうことも含めてもう一度、答弁していただいたらありがたいです。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>まず御指摘のとおり、なかなかリアルタイムでそれぞれの要支援者の状況を把握するということが難しいんですが、御承知のとおり松野町は地域包括ケア支援センターを中心に、社協も含めまして、それぞれの対象者の方と常に日頃から顔を合わせて、いろいろ話しております。その流れをですね、行政そういった関係機関と対象者だけではなくて、周囲のいわゆる地域の方々を巻き込んで把握をしていくということで、これから取り残しといいますか、把握できてない方をゼロにするように努力をしていきたいというふうに思っております。</p> <p>また、実際の災害が起きた時に、この個別避難計画どおりに、全てがきちんと対応できるのかということ、それは無理です。災害の種類も規模も、その時その時に違います。そういった中で一番大事になるのは、やっぱりその消防団の皆さんの活躍も大事ですけども、周囲の方々が、「こんだけ水が増えてきた、じゃ、あそこのおじいちゃんおばあちゃん大丈夫かな。」っていうことを感じていただくということが大事だと思います。</p> <p>当然その前提として、町あるいは气象台とかそういったところが正確な情報を出して、それを伝達するということが前提でございますけれども、その正確な情報、迅速な情報にしたがって、地域の方々とともに避難誘導をする。それは、先ほど申し上げましたように、臨機応変にやらなければなりませんけれども、そういったシミュレーション</p>
------------------------------	---

		<p>をですね、計画に記載しているから大丈夫だっていうことではなくて、いろんな想定、シチュエーションを想定した、避難行動、避難計画の訓練をしていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
3 番 山 崎	議 長	「議長3番」
		「山崎議員」
3 番 山 崎		はい。
		<p>すいません、最後に質問させていただきました豪雨災害の教訓というものについては、十分生かされていると考えてよろしいのでしょうか。</p>
坂 本 町 長		「議長」
議 長		「坂本町長」
坂 本 町 長		はい。
		<p>30年の豪雨災害、まさに未曾有の災害で、私たちもその当時、その時はですね、確かに後手に回った事項もありました。もうこれはしっかりと教訓として、我々行政だけではなく、住民の方も、もう1回、再々思い出していただき、それから国や県に対しても、実際この災害が起こったわけですから、それに対してどのような対策がこれから必要か、強く呼びかけていきたいというふうに思っております。</p> <p>その教訓はですね、十分に生かされていると思いますし、これからも生かすべきだというふうに考えております。</p>
3 番 山 崎	議 長	「議長3番」
		「山崎議員」
3 番 山 崎		はい。返答ありがとうございました。
		<p>是非、ああいう経験を我が町はしたわけですから、今後ともそういう教訓を生かした防災対策っていうのもしていただきたらと思います。この質問はこれで終わりたいと思います。</p> <p>続いて3問目の質問に入りたいと思います。</p> <p>特産品の桃についてでございます。</p> <p>県内外で人気のある松野の桃だが、生産者の高齢化や後継者不足に</p>

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>より、離農や圃場の廃園等、厳しいものがあります。生産量も、平成15年には85.9トンあったものが、加工桃含んでも41.5トンと半分以下になっております。しかし、販売の総額は横ばいで、単価も上がっておりまして、需要に供給が追いついていない、私自身が思うのに、どこにも負けないくらいいい評価で、価格も安定しており、かごもり市場、個別売りなど、生産者自身が価格設定もできる販売方法もあります。</p> <p>苗木の補助等いろいろあると思いますが、まずは、現在の桃の支援策についてお答えください。</p> <p>「議長」 「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>それでは、町の特産品の桃の応援計画について、特に現在の生産者に対する支援についての御質問にお答えをいたします。</p> <p>現在、松野町の特産作物の育成、振興のために、農業振興費によりまして、農業振興費補助金として継続して農家支援を行っております。農家の営農を直接支援するもの、部会等の運営を通じて、間接的に支援するものなど、その時々に応じて多面的なニーズに適切かつ柔軟に対応しているところでございます。</p> <p>その中で、桃に関する支援措置としては、従来からの土づくり対策、苗木の購入、マルチ栽培用のシートや枝吊り支柱などの資材購入などについて支援をしております。</p> <p>近年では、令和2年の台風10号災害以降、苗木の購入を全額補助とし、また改植推進対策として、抜根費用の一部助成を追加しております。令和3年度からは、袋かけの資材である果実袋への助成を追加し、産地の維持、園地確保のために農家支援を拡充をしています。また、流通対策として、共選出荷に係る化粧箱などの資材や市場等への運賃助成も継続をしております。</p> <p>桃の苗の助成では、年間30本程度であったものが、令和2年は台風被害もあり、120本ほどの実績となっております。以降も、全額助</p>
------------------------------	---

成としたことの効果もありまして、一過性ではなくて、毎年同程度の改植がなされている状況と把握をしております。果実袋の助成も、必須の資材であることから、年間7万枚から8万枚分を助成した実績があります。その他の支援についても、毎年、実績に応じて対応しているところであり、一定の効果を上げていると考えているところがございます。

以上です。

3 番 山 崎
議 長

「議長3番」

「山崎議員」

3 番 山 崎

はい。御返答ありがとうございました。

いろいろ対策をしていただいているということで、取りあえずは、安心しているところではあります。あらかじめ提出しております資料がございますので、それをちょっと提示していただいたらと思います。

はい。この資料なんですけれども、今現在の桃の品種別の生産面積、1番上のところなんですけれども、白鳳が圧倒的に多いというのが見てとれると思うんですけれども、後は、流通時期を見ていただいたらと思います。流通時期を見ていただきますと、全てが、7月中に桃が終わってしまうという現在の状況でございます。

その下見ていただいて、下の下段の分なんですけれども、生産量の推移、これは加工桃を除いておりますので、85.9トンから30.5トンという、もうほとんど3分の1というような状態になりかけているものだと思います。

その次の下、果樹経営支援等対策事業、俗に言う果樹経というものなんですけれども、これを見ていただいたらと思います。改植支援事業として桃が植えてあるのを植え替えっていうことなんです、これが、10アール当たり柑橘以外の果樹園になるんで17万、そして新植支援事業、これは新しく桃を植えるというものなんですけど、これが15万円、そして果樹がなるまでの期間の支援として5.5万円かける10年分という形で22万、総額で出るような対策事業でござい

ます。

改植の場合ですと、17万プラス22万で39万円、新植ですと15万円プラス22万で37万の補助が出るような内容でございます。

しかしながらこの果樹経が使えるっていうのは、上にある品種のうちの白鳳、日川白鳳、川中島白桃、よしひめ、清水白桃、大久保この6つの種類でございます。これ以外のものに関しては、補助が出ないという今現在の状況でございます。

今、桃農家も、若い子でやる気がある子も参入してきております。その中で、10月以降も収穫可能なような桃の品種も数多くございます。

当然ながら、夏休みやお盆等におきましても、虹の森公園等で販売ができる、提供ができるというようなものもございます。

収穫時期の集中を避けるのと、台風等の自然災害を防ぐために、多品種栽培に移行している農家さん、または希望している農家さんも存在しております。そういう方は、今、廃園になっている桃園をもう1回復活というようなことも考えられているようです。

また植え替え等に関しましては、老木の抜根等の費用も発生いたします。品種を限定しているために、果樹経は対象外となっておる、先ほど言ったとおり対象外となっております。桃園の連作障害を防ぐために、天地返し等の土壌改良も必要です。8月以降の収穫の品種におきましては、防蛾ネット等、防蛾等の設備も必要になっております。せっかく多品種化して供給時期を長くしようと思われている農家さんもおられるので、是非、振興品種以外の栽培農家さんの支援が必要な時になっているんじゃないかというふうに私は考えております。

生産効率、省力化のためのSS、ステレオスプレーヤーやドローンでの防除など、園地の改良も必要になっていくものと思っております。

是非「桃」、松野名品「桃」この復活を是非していただきたいと思っておりますので、その辺含めて、先ほど言わせていただきました多品種、農家さんへの支援等を、今後、御検討していただけるようでしたら、

	<p>お答えしていただけたらと思います。</p>
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	<p>はい。今ほどの御指摘ですが、もうこれは桃というのは、松野の特産品のエースでございます。これをしっかり守っていくということは、農家任せにするのではなくて、行政それからJA含めて、皆でこの桃を守っていかなければならないという認識は確かでございます。</p> <p>そういった中で、この国の事業なんですけど果樹経営支援対策事業、いろいろな条件があります。もっと自由にね、地元任せにいただけたらありがたいんですが、やっぱり国は国の事情があるようで、品種等も制限をされております。で、これで、この事業で全てを網羅するということはできませんので、町としましても国の補助事業で足りない部分は積極的に補っていただく、そして何よりもですね、若い桃農家の方たちが、もっともっと桃を振興させよう、時期も長くして、桃の穫れる時期を長くすることによって、また産地としての価値も上がるということになりますし、自分たちの経営も安定しますので、そういったことを積極的に進めて参りたいと思います。</p> <p>基本的な私の方針は以上なんですけど、具体的な方法につきましては農林振興課長のほうから説明をいたします。</p>
小西農林振興課長	「議長」
議長	「小西課長」
小西農林振興課長	<p>それでは具体的な内容につきまして私のほうで補足をさせていただいたらと思います。</p> <p>まず農家への支援につきましては、今までは先ほど申しましたようにJAの部会を通じて助成をしてきた経過がございます。</p> <p>桃農家さんはほぼJAの部会に入っておりますので、それで網羅して助成をしてきた経過はございますけれども、先ほど来ありますように、全てがJAの共選で出荷をしている実情とは変わってきている現状もございますので、今の助成の方法でいいのかどうかということは、当然私たちとしても再検討の必要があるというふうに感じており</p>

ます。

それと、国の果樹経営支援対策事業を使うのが1番効率的であるということは私たちも存じておりますけれども、先ほどありますように、対象となる品種や、そしてこれは農家の対象者も限られておまして、全てを網羅できるわけではございません。品種の拡充につきましては、協議会での協議により可能ではございますけれども、対象となる認定農業者等のルールは変えるわけにはいきませんので、全ての農家にこれが対応できるかという、やはり問題があるよと私たちも感じております。その点につきましても、町の助成としては、柔軟に対応していくことが必要であるというふうに私たちも感じておりますし、今の桃の状況が、このままでは先が細ってしまうということは十分私たちも感じておりますので、それをどのように対応していくかということも私たちも今検討をいたしております。

今年度の私たちの桃へ対する取り組みといたしまして、JA、そして鬼北農業指導班、県の機関と一緒にしまして、農家の実態把握、単なるアンケートではなくて、全ての農家さんの聞き取りをしようということで、今、関係機関と調整を進めております。具体的に9月中に、農家全てに回りまして、現状でありますとか、農家の今後の考え方、それと、どういった支援が農家にとって必要なのかということも聞き取っていかうと思っております。それによりまして、今足りていない部分、それから今度必要になる部分等々を十分把握をいたしまして、できれば来年度当初予算の農業振興費のメニューに反映をさせていきたいというふうに私たちも考えております。

農家のニーズを聞き取りまして、この振興費の補助につきましては、運用を変えることによって、支出に対応することができますので、今までも柔軟に対応してきた経過はございますけれども、今御指摘のように、桃の状況がこれだけ変わってきますと、やはり必要な部分の把握をした上で支援をしないと、本当に必要な人への支援が届かないということもあると思っておりますので、その点は十分に対応したいというふうに考えております。

それと、これは行政だけがしゃかりきになっても回りませんので、先ほど来ありますように、今まで産地を作ってきて、販売を担当してきたJA、それと指導機関であります鬼北農業指導班、県の機関と一体になりまして進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたらと思います。

3 番 山 崎
議 長

「議長3番」

「山崎議員」

3 番 山 崎

はい。町長そして担当課長の御返答ありがとうございます。

来年度当初に盛り込みたいということでした、心強いお答えをいただきましたこと、本当にありがたく思います。

県、国というもので補えないのでしたら、やはり町独自で、ある程度っていうものを、やる気のある農家さんの、少しでもいいので、後押しをできればいいのではないかなというふうに思っておりますので、来年度の予算組みのところ、是非前向きに検討をよろしくお願いをします。

以上をもちましてこの質問を終わりたいと思います。

続いて4つ目の友好都市について質問したいと思います。

友好都市、姉妹都市の締結については、災害時の自治体間の協力ですとか、特産品の販路拡大、観光をとおしての流動人口の増加や学生間の交流、商工会等団体等の研修など、メリットは大きなものがあると私は考えております。経費もそれほどかからないのではないかなというふうに思っております。

国内同士でしたら、心配されている南海トラフ地震ですとか、最近頻繁に起こる可能性が言われている豪雨災害等、人員の交互派遣、そして官民間わず物資の支援など、いろいろと助け合うことができる、そういうふうに私は思っております。

また、海外との場合、交流を通じてのグローバルな人材の育成など、短期長期にわたる交換留学生や語学研修など、教育面での効果も期待をできるものではないでしょうか。大きな意義があるものだと私は考えております。また6月定例会で質問させていただいた、学生の語学

<p>坂本町長 議 長 坂本町長</p>	<p>研修の再開時の受入れなど、今後大きく発展することが期待できると思います。</p> <p>県下で1番小さい我が町、松野町の大きな挑戦として取り組まれてはどうかというふうに考えております。</p> <p>町長の考えをお聞かせください。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。それでは、友好都市、姉妹都市の締結に取り組まれてはどうかという御質問でございます。</p> <p>近年、頻発する異常気象や近い将来発生が予想される南海トラフ地震対策などに備え、防災減災対策を一層強化すること、これが必要になっております。更に、DX（デジタルトランスフォーメーション）、あるいはGX（グリーントランスフォーメーション）、更には少子化対策など、行政ニーズはますます多様化、高度化しております。</p> <p>このような中、本町におきましては、四国西南地域の市町村と災害時相互応援協定を締結するほか、源流地域を有する全国の市町村と協議会を設置し、観光振興や移住促進などの地域課題の解決について協議をしております、更には国政への提言なども実施しているところであります。</p> <p>また東京オリンピックの時にはですね、イギリス領バージン諸島とホストタウン協定を締結をいたしまして、国際交流にも努めたところであります。</p> <p>このように、様々な目的で国内外を問わず他地域の市町村と連携をして、スケールメリットや異文化交流を実施することは、行政面のみならず、地域全体の生活文化の向上、活性化などに大きな効果や好影響があると思います。</p> <p>御質問にあります友好都市、姉妹都市の締結の御提言は、現在行っている行政同士の連携協定や協議会による取り組みを更に一步前進させる地域ぐるみでの交流を深めようとする御提言であると考えております。そして、地域の課題解決や新たな価値感の創造により、経</p>
------------------------------	---

済の活性化、生活文化の向上が図られ、子どもたちにも多様な価値観を育む契機となると思われまますので、これから積極的にその実現に向けて努力したいと考えているところでございます。

実際にはどのような目的を持って、どのような自治体と友好都市、姉妹都市政策を推進するのかということを整理してですね、国内外を問わず締結相手を検討して参りたいと考えておりますが、ここから私のまだ構想段階のお話なんですけれども、特に子どもたちの国際化教育を充実させたいと考えておまして、そういった意味から海外の自治体との締結を視野に入れたいと思っております。一般財団法人自治体国際化協会クレアっていう専門機関がありますけれども、そのアドバイスを受けながら、この構想を具現化のための作業に着手したいと思っております。

つきましては、議員各位にも御理解、御協力をお願いをしたいと思いますと思っております。

以上です。

3 番 山 崎
議 長

「議長3番」

「山崎議員」

3 番 山 崎

はい。御返答ありがとうございます。

役場の関係機関等では、自治体間の交流というのは現在も行われているんだろうと思っております。深く関わりのあるような自治体等ももちろんあるんでしょうけれども、私が言いたいのは、町民の皆さんも、この町と姉妹都市で、「うちは、あの町と仲よくしてるんだよ。」というような、皆さんに分かりやすい形での姉妹都市っていうものがあればいいのではないかなというふうに思っております。

そうすれば、民間の機関ですとか、商工会とか、いろんな役職とか、協議会等で交流をすることができますし、そういう意味で前向きに御検討していただきたいと思っております。

なお当然ながら相手もあることでございます。こちらがどれぐらいラブコールを送っても、当然ながら向こうの自治体にとってはもう提携先があつたりとか、いろんなことも考えられます。そういう意味で

	<p>相手先っていうのは失礼のないような形で進めていかないといけないので難しいんだろうと思うんですけども、担当課とかそういうところではなくて、いろんな役場の中でも、いろんな課にまたがって、そういうふうな形でのチームみたいなものを作って、そういうところで検討していくっていうのも面白いのではないかなというふうに私は考えております。当然ながら今の課長、私らも含めて、定年間近でございます。やはり友好都市っていうことになると、ここから10年20年とずっとつながっていくような関係性が必要だと思っておりますので、そういう意味でも若い職員とやる気のある職員等でチーム等を作っていただいて、期間はある程度かかっても構わないので検討していくっていう方法もどうかなというふうに思っておりますので、頭の隅にちょこっとでも置いていただいたらというふうに思います。</p> <p>以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。</p> <p>御返答、御検討、そしてこれからの対応策よろしく申し上げます。</p> <p>以上で終わります。</p>
議 長	<p>以上で、山崎議員の質問を終わります。</p>
	<p>ここでしばらく休憩します。 (10:37)</p>
	<p>(休憩10:37 ~ 再開10:49)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:49)</p>
	<p>続いて、通告3番、安西博文議員の一般質問を一問一答方式で行います。時間は、答弁を含め40分です。</p>
5 番 安 西	<p>安西議員の質問を許します。</p>
議 長	<p>「議長5番」</p>
議 長	<p>「安西議員」</p>
5 番 安 西	<p>ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。</p>
	<p>まず私からは、松野町におけるふるさと納税現在の現状と今後の取り組みについてお尋ねをいたします。</p>
	<p>昨年の当町におけるふるさと納税額、これはあまり満足できるような状態ではありませんでした。あえて言うなら、愛媛新聞によります</p>

と、県下最低であったように思います。

県下一小さい町だからとか、あまり特産品がないからとか、という
ようなことで、半ば、諦めムードが漂っているのではないかと思えて
なりません。

ないならないで、特産品を作ればいい。いろいろ工夫して、町民の
方も一緒に参加していただいて作ろうじゃありませんか。

この間、関東へ視察に行きましたが、その時に、茨城県の境町とい
う所では、関東で最低クラスのところが、ある施策をしたところ、それ
が48億円納税額になって、関東一になったと。それを担当された方
が、自慢げに話をされていたのを覚えております。

ここ松野町は、愛媛県の南の本当の片田舎であります。愛媛県のこ
とさえ全国の人は、「愛知県やったろか。」とか、「四国のどこやった
ろか。」とかあまり認知がありませんが、松野町なんかやったら、ま
すます認知がありません。認知があるのは、四万十川なら、全国の人
がひょっとしたら知っとるかもしれん。ほとんどの人が知っとるよう
な知名度があります。この四万十川、ここは広見川ですけど、四万十
川の支流には違いありませんので、四万十川というのをですね、四万
十川、四万十川源流、目黒の川も奥野川も全部四万十の支流に間違い
ありません。四万十川いうのを、名前を冠してですね、いろいろな特
産品を考えていただいたらいいのではないかなあ、というような気が
します。

その中で第1に、体験型の商品の開発といたしますか、これは体験型
はですね、元手が要らん、アイデア次第だと思うんです。

例えば、田舎を前面に出した四万十川源流でウナギをとって、それ
を食べてもらう、宿泊してもらう、民宿に泊まってもらう。カニを獲
って、いも炊きを作って、それを民宿でまた泊まってもらう。

要するに、カニを獲ったりウナギを獲ったりする人、それと同時に、
民宿の人、この方たち皆が潤う、そういうような体験型、またJR予
土線も危機に瀕しておりますが、この予土線も、なかなか予土線がな
かったら四国一周ができない重要な線路でありますので、存続はせん

といけません、これをこれに予土線にプラスして、海洋堂のホビー館、今松山でホビー館のやつをやっておりますが、結構な人が入っております。海洋堂ホビー館も知名度があります。そういうのをコラボして、松野町内から予土線を利用して、ホビー館へ行って、帰っていただいてまた民宿へ泊まってもらうとかいうような体験型、稲刈りをして、新米を食べて、民宿へ泊まっていただくとかですね、いろいろな体験型のことを考えていったらどうかなと思っております。

それで特産品であります、この間視察に行った境町では、干し芋、干し芋でえらい売上げが伸びております。

ここの松野町でも、芋作ってください言うて、農家の人にお願ひしたら、「いくらでもできるぞ。」言うて作っていただけると思ひます。干し芋だけではなくて、吊るし柿にしても、田舎ならではのよさを出すような商品をですね、作っていただきたい。それと、今度上家地に豚の養豚場ができますが、「松野ポーク」というようなものも考えていったらどうかなと、返礼品の町内の返礼品のリストを見てみますと、いろいろ工夫の跡は分かります。伊予牛絹の味とか、みかんとか、やっていますけど、更に踏み込んで、工夫をしていただいてですね何とか、沈静化した松野を活気付けて、明るく元気にするためにですね、皆町民の方も参加していただいて、いろんなことに、いろんな対策を練る、こういうふるさと納税、このふるさと納税は伸びれば伸びるほど有効な外貨を獲得する手段であります。有効な外貨が獲得できれば、ますます好循環が生まれですね、余裕ができてですね、町長も思ひ切った、この間やった何百万かのボルダリングか知りませんが、もっといっぱい、ああいうのをやって人に来ていただくとか、そういうことができると思ひますので、どうかそういう対策をしていただきたいなと思っております。

以上で終わりますが、まず最初に、現状をお答えしていただいた後に、取り組みを教えてくださいたいと思ひます。

以上です。

坂 本 町 長

「議長」

<p>議 長 坂 本 町 長</p>	<p>「坂本町長」</p> <p>それでは、安西議員のふるさと納税についての御質問にお答えをいたします。</p> <p>今回の御質問、先ほどありましたように7月に議員の皆様と行った茨城県の境町、このことを念頭に置かれての御質問だというふうに思っておりますけれども、私も圧倒的なふるさと納税の実績と、それを財源とした積極果敢な地域活性化の取り組みを見て、大いに刺激を受けました。これから本町でも、ふるさと納税をまちづくりの強力なツールとして活用しまして、出遅れている分をこれから追いつきたいというふうに考えております。</p> <p>ここでちょっとですね、ふるさと納税、松野町の現状を御説明をいたします。</p> <p>令和4年度の寄付の受入れ額は、631万9千円です。これに対して町内の方が、ほかの自治体のいわゆるふるさと納税、これを利用された方が264万5千円あります。この出ていった分につきましては地方交付税の特例がありますので、107万2千円返していただきますので、そこら辺全部差し引きをしますと、令和4年度ふるさと納税で、町にいただいた分は、474万6千円となっております。</p> <p>このふるさと納税につきましては、直接、松野町役場に御連絡いただく方法と、インターネットを利用して、ポータルサイトと呼ばれるところから寄付をしてもらう、この2つの方法を今利用をしております。</p> <p>次にふるさと納税の寄付金の使い道なんですけれども、これは今のところ、地域の魅力発信事業、それから保育園で行っている木育、木を使った遊具ですね、木育事業、更にはまきステーションの活性化事業、そして、安心して快適なまちづくり事業、健康増進生きがい形成事業、地域の特色を生かした産業振興活性化事業、更には結婚出産子育て応援事業、歴史的建造物の保全事業、森の国の夏祭り応援事業、それから町長にお任せ、この10種の中から選んでもらうようになっております。</p>
------------------------	---

御指摘のありました返礼品につきましては、先ほどありましたが特産品とか、あるいは体験も含めまして、それから愛媛県との共通の返礼品も含めて全部で98種類用意しております。具体的には、まっさら米でありますとか、松野ジビエ、そして桃や梅、野菜の詰め合わせ、地酒の野武士、滑床のセルバジヨのピザ、地元のスイーツなどを用意しております。これが大事だよって言われた体験プログラムなんです、こちらは滑床のキャニオニング、それからラフティング、そして水際のロッジの宿泊体験、更には、まきステーションの薪や森の国ガラス工場のガラス製品などもラインアップに加えております。

本来ですね、ふるさと納税の趣旨目的は、その地方、市町村を応援したいという主に都会の方の意向をですね、具体化するもので、返礼品というのは副次的なもの、制度を普及させるために位置づけられたものですけれども、しかしながら現状は、返礼品の品ぞろえによって、納税額が大きく変わってくるということで、牛肉や海産物、かんきつ類の生産地が全国でふるさと納税の上位を占めております。

先ほど申し上げましたとおり、本町のふるさと納税の額は、昨年度、県内最下位の600万円台にとどまっています、このことは本町の返礼品の品ぞろえがまだ十分ではないことに加えまして、既存の返礼品、これは決して引けはとらないものではあるんですけれども、その魅力を伝え切れていないことに原因があるんじゃないかなというふうに考えています。

この課題を克服してですね、ふるさと納税を増やすことができれば、議員御指摘のありました返礼品の取扱い量が増加して、地場産業の振興にも明らかに貢献できますし、更にふるさと納税をきっかけに、その消費者と産地であります本町の持続的な関係を構築できる、それは関係人口の獲得という意味からも大きな意義があるというふうに思っております。

昨日ですね、県庁におきまして町村会の取りまとめで県内の町長がですね、知事にふるさと納税に対する県の積極的なこれまで以上の支援を要請をして参りました。

例えば、ポータルサイトの整備でありますとか、共通返礼品の開発、こういったところに、なかなかこう小さな町ではできないことを、県のほうのお力を借りてこれからやっていきたいということで、知事からも前向きな御回答をいただきました。これも、これから松野町がふるさと納税を推進していく上で、追い風の一つになると期待しているところでございます。

御質問でもありましたとおり、本町では、これまでふるさと納税に対してのアプローチが不足していたことは否めません。今後はその遅れを早急に取り戻すために、例えばですね、キョクヨーフーズのカニカマでありますとか、県下でもブランドとして評価されておりますウナギ、こういったもの、これまで未利用であった資源の返礼品への活用も含めまして、積極的かつ速やかに取り組みを進めて参りたいと思っておりますので、どうぞ御理解、御協力をお願い申し上げます。

以上です。

5 番 安 西
議 長

「議長5番」

「安西議員」

5 番 安 西

町長の活動報告というのがありましてそれを見ましたら、この間、早速、四万十の養鰻のこの視察に行っていておられます。

町長はウナギはあんまり好かんという、ウナギ屋さんの息子はウナギは好かんそうですけど、あそこの養殖のウナギを、町長とこの伝統のタレで味をつけて、焼いて味をつけてですね、それを真空パックにして、四万十源流ウナギ、というような名前をつけてですね、ふるさと納税の返礼品にしてみたらどうかと思いますが、町長、やる気ありますか。

坂 本 町 長
議 長

「議長」

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。ウナギというのは松野町を代表する特産品、非常に価値が高いものだというふうに思っています。

松野町の場合は、御承知のとおり天然ウナギがウナギでございませけれども、天然ウナギを返礼品の特産品にすることは、どうしても安

定供給ができないということがあります。

今でも、天然ウナギ、大変貴重なものなので、せっかく寄付をいただいても返礼品としてそろえられないのではないかなというふうに危惧をしております。そういった意味から養殖ウナギをですね、是非、松野町でも、返礼品にできないかという検討を今進めております。ただ、ウナギの養殖というのは物すごく施設整備、初期投資がいるものです。当然ノウハウも入ります。更には今ウナギ養殖業界を襲っているのがシラスウナギの高騰なんですね。更には燃料費とかもあります。

そういったことから、本町でウナギの養殖に直接手を出すことは想定をしております。ただ、四万十流域で育った養殖ウナギをですね、松野町のほうに導入をして、原料として供給をしていただいて、松野町で加工をして、一部は特産品ふるさと納税の返礼品にする。で、もう一部は、今、飲食店のほうでウナギ料理を出そうにもなかなかウナギが手に入らないということがありますんで、そういった既存の飲食店にも原料として供給をする、そういうことが果たしてできないか、これを今、具体的に検討をしているところでございますが、これにつきましては、加工場を作るのにもある程度の初期投資が必要になって参りますので、そこら辺、財源確保ができるのか、後の運営がしっかりできるのか、今まさに精査を進めているところでございますので、また議会に対しても御報告、それからお知恵をお借りしたいというふうに思っております。

以上です。

5 番 安 西
議 長

「議長5番」

「安西議員」

5 番 安 西

ありがとうございます。

僕の松山におる友達が、「松野へウナギ食べに行ったのに、食べれなんだが。」いうてですね、非常に残念がっておりました。

是非、言われた施策を進めていただいて、県下では結構有名なんですよ。それが岩松川にとられるような感じがします。今、岩松、新聞

やテレビに出るのは岩松、松野のウナギが、さっぱり獲れなくなったんじゃないかと思われてしまいます。早急に進めていただいて、食べに来ても、レストラン遊鶴羽でも、どこでも食べれるような状況を作っていたらありがたいなと思います。

それでまだ質問、いいですかね。

町長。境町、成功した境町では、市長が友人のお茶屋さんの息子さん、お茶屋さんに、あの人は、すごいスペシャリスト、セールスマンで、すごいあの人が、境町をあんだけのことにした。そういう、ああいうのを見習って、町長、どこぞにいい人材はおらんでしょうか。

お願いします。返答を。

坂本町長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂本町長

はい。大分通告の内容から外れていっているような気がするんですが、最初の山田議員さんの御質問の時にDMOのお話をさせてもらったと思います。

これはですね、これからの観光を中心にしたまちづくりは、決して行政だけではなくて、いろんな方、利害関係者の方に参画をしていただいてやっていくということが一番大事なことだというふうに思っています。

そのDMOの中でですね、先ほど言いました、例えば予土線の振興、あるいは四万十川での特産品の製造、そこら辺を含めてですね、体験面も含めて、DMOで商品化をしていくということを考えております。

当然そのDMOにはですね、専門的な知識といいますか、ノウハウ経験を持った人に入ってもらわないと、役場といいますか行政の考えだけではとても及ばないと思っていますので、その人選の中で、今ほど議員さんの御指摘のありました知恵袋といいますか、最前線に立って、そのDMOを指揮していただく方を見つけていきたいというふうに思っております。

いい人がおったら是非紹介してください。

<p>5 番 安 西 議 長</p>	<p>「議長5番」 「安西議員」</p>
<p>5 番 安 西</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ええ人がなかなか見つからなんだ場合ですね、ふるさと振興課とか町内、そのセールスに長けた企画力のある専属の係員を1名なり2名なりですね、配置をしていただいて、これ専属にやっていただくと。そうすることで、このふるさと納税額を倍増さすとか、倍増なんて甘いことでは許しません。10倍増、100倍増目指してですね、100倍増になれば、6億、このくらい目指してですね、やってほしいなと思います。</p> <p>このふるさと納税制度というのは、たしか菅さんが総理大臣の時にやられた。今、菅さんの後安倍さんも、岸田さんも、結構田舎の出身ですね、今、都会のほうで、世田谷区とかああいうところは、納税額が減ったので、もう止めてほしいというような声もあります。このふるさと納税制度というのは、都会出身の人が総理大臣になると、「止めるか。」ということになるかもしれませんので、これの対策については、可及的速やかに行っていただきたいなと思ひまして、私の質問を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>もう、町長の答弁もいいですかね。</p>
<p>坂 本 町 長 議 長</p>	<p>「議長」 「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。ふるさと納税を含めまして先ほどのDMO、どういった体制で進めていくかということは、まだちょっと部内のほうで検討を進めて参りますが、御質問の趣旨は、十分に私たちも理解をしておりますし、共有もしているつもりです。</p> <p>ふるさと納税、今のままでいいとは思ってません。</p> <p>これをですね、早いうちに何千万、そして少なくとも億の単位に届くように頑張って参りますので、御支援のほどよろしく願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>以上で、安西議員の質問を終わります。</p> <p>続いて、通告４番、山石恭助議員の一般質問を一問一答方式で行います。時間は、答弁を含め４０分です。</p> <p>山石議員の質問を許します。</p>
<p>6 番 山 石</p>	<p>「議長６番」</p>
<p>議 長</p>	<p>「山石議員」</p>
<p>6 番 山 石</p>	<p>ただいま、議長の許可をいただきましたので、通告しておりました松野町における林業振興についてお尋ねします。</p> <p>松野町は、森の国をキャッチフレーズとして、林業環境、森林資源に恵まれた森林の町であります。町独自の取り組みとして、木質バイオマス有効活用、薪ボイラーを熱源としたぽっぽ温泉と、薪供給システムである森の国まきステーションによる林産材の地域内循環による地元経済の活性化は、今後も期待できる１例であります。</p> <p>独自の政策もありつつ、継続的な林業政策も進められておりますが、現在松野町における森林整備状況をお聞かせください。</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。</p> <p>それでは森林整備の現状についてお答えをいたします。</p> <p>松野町は、豊かな森林資源に恵まれておりまして、森の国というイメージが広く定着をしております。町の面積のうち８４％が森林で占められておりまして、そのうち人工林が５４５５ヘクタールありますが、安価な外国産材等の影響によりまして、長期的に国産材の価値、価格が低迷しているため、市場での販売額、林業従事者の数も減少傾向にあり、森林整備の衰退、山林所有者の意識低下、山林の未相続などの状況が進み、手入れの届かない山林、いわゆる放置林の増加につながっております。</p> <p>そのような状況の中、植栽後４０年以上が経過した伐期を迎えている森林が数多くあり、松野町では、現在南予森林組合を中心に、森林</p>

	<p>経営計画を樹立し、順次、搬出間伐の事業を展開しまして、森林整備を実施しているところです。町といたしましても、林家の支援、事業体の後押しをすべく、搬出間伐や作業道整備にかかる県事業の補填補助を行うなど、森林経営計画事業に対する支援を継続をしています。</p> <p>また令和元年に施行された、森林経営管理法に伴いまして、行政の責務としての森林整備も明確化されましたので、法に基づきながら実践をしており、多面的な角度から森林整備事業を展開しているところでありますが、林業の持つ構造的な問題もありまして、根本的な解決には至っていないというのが実情であります。</p> <p>以上です。</p>
6 番 山 石 議 長	<p>「議長6番」 「山石議員」</p>
6 番 山 石	<p>はい。答弁の中で林業整備が行き届かない事情も伺いました。相続されずに放置されたり、自分の山が分からないという人さえいるようです。</p> <p>西日本豪雨災害の折にも、林道などに災害を発生したことは、まだ記憶に新しいところであります。どのように、災害を防止しながら、また災害があった場合、どう復旧されてきたか、お聞かせください。</p>
坂 本 町 長 議 長	<p>「議長」 「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>はい。御質問のとおりですね、林業全般の不況に伴いまして、山林が事実上放置され、相続できていないという実態がございます。このような実情を改正するために、登記法が改正されまして、法的にも相続を義務づける整備がなされましたが、一足飛びに森林整備は進まない状況です。</p> <p>記憶に新しい平成30年の豪雨災害では、大規模林道2ヶ所での法面崩壊と、上目黒林道での路面崩落を受けて、全ての復旧完了までには3年を費やしております。国の災害復旧事業により、無事に完了、復元をできておりますけれども、災害を受けると大きな労力、費用が必要となることは身をもって感じております。そうならないために</p>

も、災害の要因となる放置林を解消することが不可欠であります。そのためにも、森林環境譲与税を活用しながら、森林経営管理法に基づく森林整備を推進し、かつ従来どおり経営林として、森林整備事業を推進することによって、次世代につなぐ森林資源を培い、ひいては林業全体の好循環につながることを目指す姿でありますので、そのように進めて参りたいと考えております。

6 番 山 石
議 長

「議長6番」

「山石議員」

6 番 山 石

はい。分かりました。

災害からの復興、また災害に強い森林整備、それが林業振興の基本であることは理解できました。特に一次産業の中でも、林業は、労働環境や労働条件などから、担い手不足が深刻な状況であることは承知しております。その解消こそが林業振興の鍵だと考えます。農林部門の重点業務を見ても、その重要性を1番に掲げており、考え方は同じ認識です。

では、具体的に林業における担い手をどう確保されるか、林業版地域おこし協力隊の獲得はどのように考えておられますか、お願いします。

坂 本 町 長
議 長

「議長」

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

それでは担い手の対策ということで、お答えをいたします。

町の最優先課題である人口減少への対応は、農林業の担い手確保という意味からも、必要だと考えております。農林部門の業務計画でも、全てトップの項目に掲げておまして、その重要性、必要性は十分認識して業務を遂行しているところであります。

その一環としましてですね、今年まきステーションを法人化することにあわせて、新たに募集する林業部門の地域おこし協力隊員を今度できます新しい法人で受け入れる検討をしているところでございます。

	<p>移住フェアにつきましても、ふるさと創生課が中心に対応していますが、農林部門の相談者も多いことから、農林振興課でも移住対策の窓口対応に力を入れております。既に林業部門の相談された方もありまして、現実的実践的な人材の手応えもありまして、今後の人材獲得に向けて取り組みを進めて参るつもりでございます。なお地域おこし協力隊での3年間の活動を終えた卒業生に対しては、その貴重な経験や身につけたスキルを地元に戻元してもらうために、森林組合等の事業体への就職のあっせんにも努めて参りたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
6 番 山 石 議 長	<p>「議長6番」 「山石議員」</p>
6 番 山 石 坂 本 町 長 議 長 坂 本 町 長	<p>はい。分かりました。</p> <p>協力隊への募集に林業部門が新設され、対応されている状況を聞き納得しました。また現実的な人材の確保と実情も期待できます。とは言っても、協力隊の確保だけでは担い手不足の根本的な解決にはならないと考えられます。このほかに担い手確保にどのような考えをされておりますか、お聞きかせください。</p>
坂 本 町 長 議 長	<p>「議長」 「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>はい。今ほど言いましたように林業部門の協力隊の募集はですね、これ新たな取り組みでございます。農業部門など、松野町の協力隊員は、他市町に負けず劣らず、実績のある活動を展開してもらっていることから、林業部門でも是非、期待に応えるものにしたいというふうに考えております。</p> <p>担い手の確保育成の対策としましては、1つには、町単独事業の林業新規就業者支援事業を制定しております。これは町内、あるいは移住者を問わずですね、50歳以下の方で、知事認定の林業事業体、現状では南予森林組合だけでございますけれども、ここに就職した場合、年齢など、その状況に応じて、就業定住の支援金、住宅の支援金を交付するものです。制度の詳細説明はここでは省略いたしますが、</p>

事業体の就業者確保としての制度設計となっております。

もう1つは、南予森林管理推進センターが主体となり、地域全体の担い手育成制度として、南予森林アカデミーを運営をしております。令和4年度から始まった新たな取り組みで、市町単位ではなかなかこれ対応困難な人材育成ということで、愛媛県には林業大学校制度がなく、また県内の市町単位でも、この研修制度はなくて、かなり独自性の強い先進的な取り組みだというふうに考えております。

令和4年度は、年間を通じた研修生が3名、令和5年度は、年間研修が4名、短期が1名の実績で、地域内の若い研修生が主体となっております。

この制度は、年度の前半は座学研修、資格取得の講習、現場での基礎実習を行い年度の後半には、地域内の林業事業体でのインターンシップを体験し、自身が事業体を選択できる仕組みでありまして、受講生事業体とも現実的な内容となっております。

これにつきましては引き続き、関係市町、事業体、センターが一体となって、林業の担い手確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

6 番 山 石
議 長

「議長6番」

「山石議員」

6 番 山 石

ただいまの説明で、担い手確保の町としての取り組みは理解できました。短期間で成果の上がるものではないと思います。地道にかつ、確実な実行に努めて、成果を上げてもらいたいと思います。

研修制度の受皿として、南予森林管理推進センターがあるそうですが、そのセンターの運営費も森林環境譲与税が充当されているそうですが、森林環境譲与税の用途などをお聞かせください。

坂 本 町 長
議 長

「議長」

「坂本町長」

坂 本 町 長

それでは今度は森林環境譲与税ということですね。

森林環境譲与税は、森林を国民全体の財産と捉え、森林の持つ公益的機能を広く利活用するため、国民が森林環境税として負担した税金

を、国から再配分を受ける譲与税でございます。

国民の税負担は、東日本大震災の復興財源としての税負担が、令和5年で終了しますので、それに置き替わる形で、令和6年度から納税が開始される見込みです。一方譲与税の交付はですね、国民の皆様が税負担をすることに先駆けて、令和元年度からもう開始をされておりました、国ベースで200億円の交付からスタートしまして、年次的に引上げが行われ令和6年度には、満額交付の600億円となる見込みです。

松野町では、670万円のスタートからでしたが、段階的に引上げられ、令和5年度には予算ベースで1千840万円、そして来年度からは、満額ベースの2千260万円の譲与を受けることになっております。

この財源をもとにですね、森林整備を自治体の債務において実施するという森林経営管理制度が、同時期に制定された森林経営管理法で定められております。ただし、宇和島管内の市町では、人員体制や事業体数が限られていることから、単独では、これは運用が難しい状況であったため、本町とそれから宇和島市、鬼北町、そして南予森林組合と一体になり組織したのが、先ほどから出ております南予森林管理推進センターであります。

センターの大きな目的は2つありまして、1つは、今ほど説明した森林経営管理制度の推進による森林整備であります。もう1つは、先ほど御説明しました研修制度に代表される担い手の確保育成です。その目的は、森林環境譲与税の用途そのものであるため、必要な市町の負担分につきましては、全額充当しながら運営をしております。その他につきましては、本会議に上程しております決算審査の折に、決算書成果表により、令和4年度の具体的なこの森林環境譲与税の使い方等を説明いたしますが、森林整備それから担い手確保に係る支出に充当いたしまして、残額につきましては森林環境譲与税基金に積立てております。

令和5年度には、木育事業をですね、先ほど申し上げましたが、こ

	<p>の木育事業推進として、木製玩具の作成に譲与税を活用するとともに、年次的に意向調査を実施してきました成果に基づきまして、森林経営管理事業を更に展開することにしておりまして、譲与税満額を充当し、予算計上をしているところでございます。</p> <p>以上です。</p>
6 番 山 石	「議長6番」
議 長	「山石議員」
6 番 山 石	<p>ただいまの説明で森林環境譲与税の成り立ち、使途、予算状況については理解できました。着実な譲与税の有効活用と事業展開に図られている感じがします。</p> <p>更に有効活用する手だての1つとして、林道の再整備に向けた利活用の方法、考え方はないか、森林整備の一番の出発点は、林道整備ではないかと思えます。年代の古いものや使用頻度により、荒廃している林道も多いと思えます。その林道整備に森林環境譲与税を充当して、基盤整備はできないかお聞きします。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>はい。森林環境譲与税で林道を整備できないか、という御質問だと思えますけれども、森林環境譲与税の使い方はですね、林野庁のほうも細かな規定をしているわけではなくて、幅広く森林整備に寄与する内容であれば、市町の実情や優先順位により利活用することは可能ではございます。</p> <p>林道の改修整備も、質問のとおり森林整備に直結することでするので不可能ではありません。</p> <p>ただし1つだけ、使途を検討する場合に留意すべき点として、既に事業化、予算化されている整備事業となる場合には、その事業の財源を安易に譲与税税に振り替えるべきではないということがあります。</p> <p>また、国民に税として負担いただいているという意味におきましても、特に有効で、相乗効果も得られる事業を優先すべきと考えております。</p>

	<p>単に林道を改修するだけではなくてですね、森林経営管理制度における森林整備事業計画に沿って、全体的に波及効果があるような、そんな活用をすることで効果が上がるような、そういった譲与税の活用を今から図っていききたいというふうに考えております。</p> <p>先ほど申し上げましたとおり、令和6年度には満額が譲与税交付されるようになりますが、今年度も既に交付額全額を予算充当しております、基金の積立は予定しておりません。今後の森林整備事業の広がりから見ると、予備的な余裕というのはあんまり多くないと見込んでおります。</p> <p>そのような状況を総合的に勘案し、かつ個々の事業との連動性も見ながら、単なる財源振替ではなく、譲与税による森林整備が、これはもう非常に効果がある多面的な効果、広がりもあるという措置であれば検討して参りたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。</p>
6 番 山 石	「議長6番」
議 長	「山石議員」
6 番 山 石	林道整備の財源充当についてはよく分かりました。
	森林環境譲与税の意図、目的が十分に発揮され、かつ波及効果のある利活用に努められるようお願いいたします。
	最後に、少し視点の違う質問になりますが、滑床アウトドアセンター万年荘の改修にあわせて、森林レクリエーション施設の整備についてお聞きします。
	アウトドアセンター万年荘の改修は、当初予算でも設計管理費が計上され、令和6年度に改修予定されていますが、滑床溪谷を中心に、トレッキングやキャニオニングなど、体験型のレジャーは活発に事業化されています。せっかく松野町には、「森で遊び森で学び」という句碑があります。その森を活用するお考えはありませんか。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	はい。万年荘の改修にあわせて、一帯をレクリエーションの場にし

てはどうかという御質問だと思います。

まず万年荘についてなんですけれども、昭和32年に建設されて以来、青少年等の団体や登山者が、研修、宿泊するユースホテルとして、これまで利用されてきた期間が長かったわけなんですけれども、最近では、これまでの登山者やキャンパー、渓谷散策者に加えまして、キャニオニングをはじめ、トレッキング、それからトレイルラン、マウンテンバイク、溪流釣り、屋外のサウナ、ボルダリング、こういった滑床渓谷や鬼ヶ城山系をフィールドにして、それぞれの趣味や嗜好に合わせて、楽しめる観光客が多数訪れるようになっております。

万年荘もですね、滑床アウトドアセンターとして、休憩や食事を提供したり、滑床渓谷に関する情報を受発信したりする場として、多面的に今機能をしているところでございます。しかしながらその建物につきましても、建設から65年が経過しておりまして、建物各所に、経年劣化による損傷が激しいところが見受けられますので、令和5年度から全面的な改築事業をスタートさせております。この万年荘の改修では、これまでの万年荘の意匠をなるべく踏襲しながら、食事や休憩、情報の受発信機能はもとより、滑床渓谷の自然や歴史、森林生業をはじめとする生業などを分かりやすく展示して、利用者に滑床渓谷を理解していただく、そういったビジターセンターとしての機能を強化をしていきたいというふうに考えております。

御質問はですね、この万年荘改修にあわせて一帯を自然と調和した、いわゆる森林レクリエーションのそういった施設を整備してはどうかという御提言だと思いますが、町としましても豊かな森林資源を活用して、滑床渓谷が有する渓谷の美しさ、それから展望の美しさ、そして森の美しさ、これが体験できるコンテンツを調査研究し、導入に向けて検討を重ねて参りたいと思っております。

もちろんそのような施設は、整備した後で、どのように運営していくかということがより重要となりますので、民間事業者との協力体制の構築、指定管理者制度の導入などもあわせて検討し、かつ森の国の聖地であります滑床渓谷にふさわしい自然との協調性、そして持続性

			を有するという条件として、具体的にどういった施設が導入可能なのか、調査研究に着手したいと考えております。
			どうぞ、御指導、御理解いただきますようお願いをいたします。
			以上です。
6	番	山石	「議長6番」
議		長	「山石議員」
6	番	山石	そこで、フォレストアスレチックを万年荘の改修に合わせて、一帯を、森林レクリエーションの体験拠点として、もう少し幅広い利用を見据え、子どもから大人まで体験可能なレジャー施設を整備するお考えはありませんか、お聞きします。
坂	本	町長	「議長」
議		長	「坂本町長」
坂	本	町長	はい。フィールドアスレチック、今、全国的にそういった森林をそのまま生かした、自然を体験しながら楽しいアトラクションが体験できるといったものが数多くできております。
			具体的にですね、どういったところを手本にしてやるのかということは、まだこちらのほうも決めておりませんが、例えばどれぐらいの面積がいて、どれぐらいの事業費がいて、更には、どれぐらいの収支の状況になるのか、これは子細に検討しなければ、なかなか着手できない事業だというふうに考えておりますので、これからちよっと時間をいただいて検討していきたいというふうに思っております。
6	番	山石	「議長6番」
議		長	「山石議員」
6	番	山石	まだ時間がありますので是非、前向きな御検討をよろしく願います。
			これで私の質問を終わらせてもらいます。
			ありがとうございました。
議		長	時間もあるので、町長最後に答弁、何かあれば、はいどうぞ。
坂	本	町長	「議長」

議	長	「坂本町長」
坂	本	はい。
町	長	林業、いろいろな御質問いただきました。
		森の国という名前で、松野町これまでもやってきましたし、これか
		らもこの名前、それから価値というものは大事にしていきたいと思
		います。
		そういった意味で、松野町の森林をどう守っていくか、これは森林
		組合とも十分に連携をしなければなりませんし、先ほど言いましたセ
		ンターですね、といったところも勉強しなければなりません。広域的
		な意味からも、そして松野町独自の視点からも、森の国の林業を含め
		た環境の整備ということに努めて参りたいと思いますので、どうぞよ
		ろしくお願いをいたします。
議	長	以上で、山石議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。
議	長	日程第4 報告第8号「松野町健全化判断比率及び資金不足比率の
		報告について」を議題とします。
		町長に報告を求めます。
坂	本	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂	本	それでは、報告第8号「松野町健全化判断比率及び資金不足比率の
町	長	報告について」提案理由の説明を申し上げます。
		本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づくもの
		でありまして、同法第3条の規定により、健全化判断比率である実質
		赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を、ま
		た同法第22条の規定によりまして、資金不足比率を監査委員の審査
		に付し、その意見を付けて議会に報告するものであります。
		令和4年度決算における本町の健全化判断比率は、まず実質赤字比
		率では、一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る実質収
		支額の合算額が対象となりますが、黒字であることから比率の算定は
		なく、また、連結実質赤字比率につきましても、本町の全ての会計に
		係る実質収支額の合計額が黒字であることから、比率の算定はされて

おりません。

次に、町の経常的な年間収入のうち、借入金の返済やこれに準ずる返済に充てている割合を示す実質公債費比率は6.2%で、令和3年度の5.6%と比較いたしますと0.6ポイント悪化した結果となりました。

悪化の原因の主な要因は、近年、中学校建築事業をはじめ、宇和島地区広域事務組合における熱回収施設建設事業等の大型事業のほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略等、地方創生に対応した各種事業の実施に伴う財源として、多額の地方債を発行しており、起債の償還金が前年度比1千825万円、3.5%増となったことなどが影響しております。

なお数値は悪化しておりますが、この数値は、早期健全化基準である25%以下となっており、また県内20市町のうち上位から7番目となっております。

次に、町の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の残高が、町の経常的な年間収入の何年分に相当するのを示す将来負担比率は32.9%で、県内20市町のうち、13番目となっております。

早期健全化基準である350%以下ではありますが、令和3年度の31.3%と比較すると1.6ポイント悪化をしているところです。

主な要因は、平成24年度以降の大型建設事業のほか、町の最重要課題であった新庁舎及び防災拠点施設建築事業等の財源として、地方債を発行したことにより、地方債現在高が増嵩したことなどによるものです。

最後に、公営企業会計である簡易水道特別会計が対象となる資金不足比率は、実質収支額が黒字であり、資金不足がないため、比率の算定はされております。

令和4年度決算では、いずれの指標も早期健全化基準内ではありますが、今後においては、これまで以上に事業の緊急性を考慮し、普通建設事業を厳選するなど、引き続き行財政改革を徹底し、理事者並びに職員が一丸となって、財政の健全化に努める所存でございます。

<p>議 長</p>	<p>今後とも引き続き御指導を賜りますようお願い申し上げ、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。</p> <p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第8号の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第5 報告第9号「松野町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告について」を議題とします。</p> <p>教育長に報告を求めます。</p>
<p>三好教育長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「三好教育長」</p>
<p>三好教育長</p>	<p>報告第9号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」説明をいたします。</p> <p>報告書の1ページを御覧ください。</p> <p>この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施するものです。まず、教育委員会事務局が事務の管理及び執行の状況について自己評価を実施し、その結果について外部の評価委員会が点検評価を行い、報告書としてまとめていただきました。</p> <p>評価委員には山口真理子氏、長谷信昭氏、加藤仁美氏、坂本保氏の4名に当たっていただき、7月19日を皮切りに計3回の委員会を開催いたしました。</p> <p>2ページを御覧ください。</p> <p>左端に業務名として、評価対象の事務を7つに分けて記しています。それぞれについて、教育委員会事務局が自己評価した結果を、中央に文章で表記をしています。</p> <p>右端が第三者である評価委員会が点検評価した結果です。評価の基準は、1ページの2に示しています4段階とし、御意見をいただいた内容については文章で表記をしています。</p> <p>詳細については、後ほどお目通し願います。</p> <p>再度1ページを御覧ください。</p>

		<p>最下段に評価の総括をしていただきました。3行目から読み上げます。</p> <p>「ふるさと松野を守り育てることのできる子どもを育むという基本理念に基づき、児童・生徒に寄り添いながら、着実に事業が推進されています。教育を取り巻く環境の多様化に順応しつつ、地域資源を活かした特色ある取組が実践され、成果が上がっており評価できます。」</p> <p>以上でございます。</p> <p>最後に、御協力をいただきました4名の評価委員の皆様にご心からお礼を申し上げますとともに、御指摘をいただいた事項や貴重な御意見等を、今後の教育行政に積極的に反映させることをお誓い申し上げ、報告といたします。</p>
議	長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第9号の報告を終わります。</p>
議	長	<p>日程第6 議案第36号「松野町子ども医療費助成条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは議案第36号「松野町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>今回の改正では、これまで子ども医療費助成の対象年齢を15歳の中学生世代までとしておりましたが、子育て世帯への更なる医療費負担の軽減と子育て支援のより一層の充実を図るため、令和5年10月診療分より、子ども医療費助成の対象年齢を18歳の高校生世代まで拡充する改正を行うものです。</p> <p>その内容は、第2条第1項において、定義を15歳から18歳に改め、同条第5項では字句の修正、第3条では、子どもが婚姻した場合</p>

		<p>は、当該子どもを助成対象者に追加し、第5条では助成の期間を拡充、第6条第2項において医療制度の優先順位により助成しないものの規定を追加しております。</p> <p>また、今回の条例改正に係る予算につきましては、令和5年度当初予算において予算が成立しており、その執行に係る条例の改正でございます。</p> <p>以上で提案理由の説明を終わりますので、よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第36号は、即決したいと思っております。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第36号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第36号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第36号「松野町子ども医療費助成条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>

議	長	<p>日程第7 議案第37号「宇和島地区広域事務組合規約の変更について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは、議案第37号「宇和島地区広域事務組合規約の変更について」御説明申し上げます。</p> <p>本案は、宇和島地区広域事務組合が共同処理する事務のうち、介護保険事業において、地方公営企業法第2条第2項に規定する財務規定等を適用することに伴い、組合規約の変更を行うため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>今回の提案は、宇和島地区広域事務組合で運営しております特別養護老人ホーム及び併設をしている老人デイサービスセンター、更に、老人短期入所施設、軽費老人ホームのうち、ケアハウス及び老人居宅介護等事業を行う登録ヘルパー派遣事業所に、公営企業会計を導入するための規定を整備するものであります。</p> <p>本議案の議決を受けた上で、この変更に関する協議書を関係市町で締結し、令和6年4月1日より運用開始をすることを考えております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第37号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議	長	異議なしと認めます。

	<p>したがって、議案第37号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第37号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第37号「宇和島地区広域事務組合規約の変更に ついて」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第8 議案第38号「令和5年度松野町一般会計補正予算(第 3号)」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>はい。それでは、議案第38号「令和5年度松野町一般会計補正予 算(第3号)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>今回提案いたします補正予算は、県が子育て世帯等を支援するため に創設した愛媛人口減少対策総合交付金を活用した、出産世帯応援事 業補助金や妊産婦等交通費助成金の交付事業経費、また、新たな町の 特産作目として、産地化に取り組んでおりますキウイフルーツ花粉事 業の園地施設整備のための補助経費、老朽化により大規模改修が必要 となっている町指定文化財の宮川弥勒堂に対する町指定文化財保存 管理費補助金等、急を有する諸事業の補正を中心に編成をしております。</p> <p>歳入歳出予算の補正額は2千234万6千円の追加で、補正後の予 算総額を歳入歳出それぞれ40億7千582万1千円にしようとする</p>

るものであります。

それでは、歳出補正予算について御説明申し上げます。

まず人件費については、人事異動、育児休業、昇格、新規採用予定人数の減等により、合計で481万1千円を減額しております。

3款民生費では、児童福祉総務費に、子どもを持ちたい人が安心して産み育てることができる環境整備を推進するため、令和5年4月1日以降に出生した新生児1人に対して10万円を上限に、出産後に要する経費の一部を助成する出産世帯応援補助金150万円を追加しております。

次に、4款衛生費では、保健衛生費に、妊産婦等が産前産後の健康診査等のために医療機関を受診する際の交通費負担を軽減するための妊産婦等交通費助成金126万円を追加するほか、前年度や前々年度の新型コロナウイルスワクチン接種事業等に対する国庫補助金の精算に伴う予算措置として、償還金利子及び割引料に、返還金191万8千円を計上しております。

6款農林水産業費では、農林振興費に、新たな町の特産作目として、産地化に取り組んでいるキウイフルーツ花粉事業について、実証支援事業費補助金交付要綱に基づき、2戸の取組農家の意向を踏まえた園地施設整備のための補助金311万6千円を追加するほか、担い手育成対策費に、農林公社が行うアグリレスキュー事業に必要な田植機及び木材粉碎機を整備するための備品購入費623万5千円を追加しております。

10款教育費では、事務局費に企業版ふるさと納税を財源に各小中学校に整備するICT関連機器の整備事業費105万円のほか、文化振興費に、国の重要文化的景観として選定されている奥内の棚田及び農山村景観の重要な構成要素として位置づけている井上家住宅を整備する中で必要となった土地購入費等128万5千円、町指定文化財である豊岡の宮川弥勒堂の老朽化に伴い必要となった大規模改修の費用を助成するための町指定文化財保存管理費補助金328万2千円を計上しております。

		<p>これらの歳出予算に対応いたします歳入予算としては、15款県支出金88万円、17款寄附金100万円、21款町債のうち、過疎対策事業債740万円を追加する一方、臨時財政対策債を発行可能額の確定により239万7千円減額し、最終の財源調整として、10款地方交付税1千546万3千円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。
3 番	山 崎	「議長3番」
議	長	「山崎議員」
3 番	山 崎	<p>はい。文化財対策、保存のところなんですけど、奥内の井上家の保存っていうことがあったと思うんですけど、その保存するということは必要なことだろうと思っております。</p> <p>保存して修復した後の有効的な活用について、どういうふうなことを考えられておるのかというのをお聞きしたいと思います。</p>
坂 本 町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂 本 町	長	<p>はい。この井上家住宅につきましては、いわゆる奥内の棚田、棚田100選、重要文化的景観にも選定されておりますけれども、これの全体的なガイダンス機能ですね、まずは、そういったものを考えております。</p> <p>来ていただいた人に、奥内の文化でありますとか、歴史とかそういった自然環境を御説明するという働き、それと、もう1つは、来ていただいた方と地元の交流の場としても活用したいというふうに考えております。</p> <p>詳細につきましてはですね、付託案件ということであれば、またその時に説明いたしますし、また今の説明で不足であれば、担当課のほうから説明をさせていただきます。</p>
3 番	山 崎	「議長3番」
議	長	「山崎議員」

3 番 山 崎	付託案件で、後ほど説明していただけるのならその時にお聞きしたいと思います。
議 長	これで、質疑を終わります。 お諮りします。 ただいま議題となっております議案第38号は、お手元に配布の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。
議 長	御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、議案第38号は、所管の常任委員会に付託することに決定しました。
議 長	ここでしばらく休憩します。(12:02) (休憩12:02 ~ 再開13:28)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。(13:28)
議 長	日程第9 議案第39号「令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	それでは、議案第39号「令和5年度松野町介護保険特別会計補正予算(第1号)」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。 歳入歳出予算の補正額は5千388万1千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ8億988万1千円にしようとするものであります。 歳出補正予算の内訳は、1款総務費に、介護基準条例の改正等を行うための例規等整備支援業務委託料220万円を追加するほか、5款基金積立金に、前年度繰越金を財源とする介護保険介護給付費準備基金積立金3千98万1千円を追加、7款諸支出金に、前年度の国庫負担金等の精算に伴う予算措置として、償還金利子及び割引料に返還金2千70万円を追加しております。

	<p>これに対応する歳入予算としては、1款保険料3千円のほか、8款繰越金5千167万8千円を追加しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第39号は、お手元に配布の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第39号は所管の常任委員会に付託することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第10 認定第1号「令和4年度松野町一般会計 歳入歳出決算の認定について」以下、日程番号の順を追い、日程第16 認定第7号「令和4年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの7議案を一括議題とします。</p> <p>決算審議の要領については、お手元に配布しております決算審議要領のとおりです。</p> <p>御確認をお願いします。</p> <p>それでは、まず町長に、一括して7会計の決算の提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは認定第1号「令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第7号「令和4年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」まで、合わせて7会計の決算認定について、提案理由の説明を申し上げます。</p>

本日認定に付します決算は、一般会計で、歳入総額44億8千355万7千848円、歳出総額42億9千141万6千297円であり、特別会計を合わせた7会計の決算額は、歳入総額63億6千997万8千206円、歳出総額59億8千920万1千57円となっております。

これらの業務執行状況や会計証拠書類等の決算の内容につきましては、地方自治法の規定によりまして、監査委員の審査に付したところでございます。

榎本、山田両監査委員におかれましては、去る7月3日から8月22日までの長期間にわたりまして、詳細かつ厳正に審査を実施していただきまして、その御尽力と御苦勞に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

監査結果につきましては、決算審査意見書にまとめられておりますが、審査をとおしての御意見や指摘事項については、十分な検討を行い、速やかに対応して参りたいと考えております。

さて、各種施策については、小さな町の大きな挑戦を町政の基本方針に掲げ、50年後100年後も穏やかな暮らしが続いていること、自然や歴史、文化が次の世代に受け継がれていくこと、今を生きる住民が幸せを実感できるようになること、これをまちづくりの目標として、本町が抱える様々な諸課題に全力で取り組んで参りました。

令和4年度の決算状況は、別冊決算書と主要施策の成果説明書のとおりでございますが、私からは主な決算状況と成果を中心に御説明申し上げます。

まず一般会計では、防災交流拠点の充実、強化を図るための新庁舎及び防災拠点施設建設事業が、令和3年度に本体工事を終えたことから決算額は大きく減少し、収支決算は1億9千214万1千551円の黒字決算であります。

主要財源である地方交付税は、起債の償還金の増加に伴う公債費算入額の増加や社会福祉に関する需要額の増加等により増収となっております。

また、昨年度に引き続き財源不足額に対する財政調整基金の取崩しが不要となったことなどから、実質単年度収支は、4千814万2千364円の黒字となっております。

それではここで、令和4年度の予算執行を振り返り、重要施策の主な成果について、一般会計を中心に御説明申し上げます。

まず、「健やかで生きがいに満ちた“森の国”」では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしと健康で自立した生活を送るための取り組みに力を入れて参りました。

特に、地域包括ケアにおける医療の中核である中央診療所は、看護師の増員や医療機器の整備など、医療環境の充実を図り、町民に1番身近な医療機関として、安心して受診や入院をしていただける体制づくりに取り組んでおります。

また、新型コロナウイルス感染症対策では、アフターコロナを見据えながら、引き続きワクチン接種や各種予防対策を計画的に実施するとともに、各種健康診査等を継続的に実施し、町民の健康増進施策を行って参りました。

次に、「にぎわいと活気にあふれた“森の国”」では、商工業や観光業、農林業の活性化に取り組んでおります。

まず商工業では、松野町地域応援商品券配布事業や観光宿泊事業者応援事業を実施し、新型コロナウイルス感染症の影響による消費低迷対策に取り組んで参りました。

また観光業では、道の駅虹の森公園にパン工房を整備し、集客力の向上に取り組むほか、滑床溪谷やぽっぽ温泉の観光施設整備にも取り組んでおります。

農林業では、町の新たな特産品化を目指しているキウイフルーツ花粉について、普及促進に向けて花粉精製機を整備するなど、産地化に向けた取り組みを行っております。

次に、「安全で快適な暮らしの“森の国”」では、庁舎とともに新設された防災拠点施設を中心に、地域防災計画等に基づく防災体制の充実を図るとともに、地域住民や関係機関と連携しながら、地域防災力

の向上や防災意識の高揚に取り組んで参りました。

防災対策では、町道や橋梁の改良修繕事業のほか、がけ崩れ防災対策事業や集落避難路保全斜面地震対策事業などを実施するほか、町の指定避難所であるスポーツ交流センターを改修し、施設全体の耐震の強化など、防災機能の強化を図っております。

次に、「子どもたちの夢が広がる“森の国”」では、子どもたちの教育環境の充実を最重要課題と位置づけまして、安心して暮らし育てることができる環境づくりに取り組んで参りました。

ふるさと応援基金を活用して、保育園に木製遊具等を整備し、町の貴重な資源を子どもたちが認識し、森の国まつの一員として誇りが持てる木育施策を展開して参りました。

また、松丸高校プロジェクトと題して、本町在住の高校生や中学生等による地域課題解決の取り組みを支援し、未来の大人たちが松野町に残りたいと思える環境づくりを行って参りました。

次に「揺るぎない行財政基盤の“森の国”」では、まずは事業の効率化と重点化、財源確保に取り組み、危機感を持った財政運営に徹し、将来的に持続可能な行財政基盤の確立に努めて参りました。

喫緊の課題であった庁舎建設については、令和4年度に駐車場等の外構工事を行い、長年にわたり取り組んできた一大事業も、ついに完了を迎えることができました。今後は、この庁舎を有効に活用し、松野町の中心として町民福祉の向上に取り組んで参ります。

また、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる地域社会の実現を目指し、愛媛県や他の市町、民間事業者と連携し、DX推進にも取り組んで参りました。DXは、人口減少社会の中で、豊かな自治体運営を行うためには必要不可欠な施策であり、今後も積極的に取り組んでまいり所存でございます。

以上、重点施策を中心に主な施策の成果について御説明申し上げます。

続いて、特別会計の決算状況について概略を御説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計は、歳入総額5億1千734万3千4

6円に対し、歳出総額4億7千857万1千264円で、差引き3千877万2千482円の黒字となり、国民健康保険中央診療所特別会計は、歳入総額3億2千403万9千867円、歳出総額3億2千16万2千394円で、差引き387万7千473円の黒字であります。

簡易水道特別会計は、歳入総額2億3千422万9千750円、歳出総額1億371万7千921円で、差引き1億3千51万1千829円の黒字決算となっております。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入総額231万3千円に対し、歳出総額4千15万4千643円で、平成19年度からの累積赤字もあり、貸付金の収入額が公債費の返済額に達しなかったことから、3千784万1千643円の赤字決算となりました。

誠に申し訳なく、深くおわび申し上げますとともに、引き続き貸付金回収に向けた取り組みを強化する所存でございます。

次に、介護保険特別会計は、歳入総額7億3千863万9千975円に対しまして、歳出総額、6億8千696万973円で、差引き5千167万9千2円の黒字、後期高齢者医療保険事業特別会計は、歳入総額6千985万4千20円に対し、歳出総額6千821万7千565円で、差引き163万6千455円の黒字決算となっております。

以上が特別会計の説明でございます。

今後も全職員が一丸となり、限られた財源をより有効に活用するとともに、行財政改革を徹底し、財政健全化に取り組んでまいり所存でございますので、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

なお、全会計の詳細につきましては、会計管理者から説明いたします。

よろしく御審議を賜り、認定いただきますようお願い申し上げます。

町長の提案理由の説明が終わりました。

議

長

<p>久保田出納室長 議 長 久保田出納室長</p>	<p>続いて、会計管理者兼出納室長から7会計全てにわたり、総括説明を受けることにします。</p> <p>「議長」 「久保田出納室長」</p> <p>令和4年度の全会計における歳入歳出総括について概要を主要背景成果説明書により御説明申し上げます。</p> <p>1 ページを開いてください。</p> <p>この表は、一般会計並びに特別会計を合わせた全7会計の決算総括であります。</p> <p>令和4年度の全会計の合計決算額は、歳入63億6千997万8千206円、歳出59億8千920万1千57円、差引き3億8千77万7千149円の決算で、予算額に対する執行率は、歳入が95.6%、歳出は89.9%となっております。</p> <p>各会計別の内容について御説明申し上げます。</p> <p>2 ページを開いてください。</p> <p>この表は、会計別決算状況一覧で、前年と比較をしながら、各会計の歳入歳出、差引き並びに収入収支内訳にまとめたものとなります。</p> <p>上段より、一般会計、令和4年度の歳入決算額44億8千355万7千848円、歳出決算額は42億9千141万6千297円であります。</p> <p>差引き額1億9千214万1千551円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、1億7千729万9千551円となります。</p> <p>実質収支額から前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支は、マイナス8千850万7千959円となり、財政調整基金として、1億3千665万323円を積立て、実質単年度収支は4千814万2千360円となります。</p> <p>なお、財政調整基金の年度末の残高は、11億105万3千910円であり、積立て分が主な増額の要因となっております。</p> <p>次に、国民健康保険特別会計は、歳入5億1千734万3千746</p>
------------------------------------	---

円、歳出4億7千857万1千264円、差引き及び実質収支額は3千877万2千482円で、前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支は1千521万2千942円となり、国民健康保険財政調整基金を1千181万8千530円を積み立てたことにより、実質単年度収支は2千703万1千472円となります。

次に、中央診療所特別会計は、歳入3億2千403万9千867円、歳出3億2千16万2千394円、差引き並び実質収支額は387万7千473円で、前年度実質繰越金を差し引いた実質単年度収支は、マイナス230万7千643円となります。

次に、簡易水道特別会計につきましては、歳入2億3千422万9千750円、歳出1億371万7千921円、差引き並びに実質収支額は、1億3千51万1千829円となり、前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支は、1億1千491万7千820円となりますが、財政調整基金の積立て及び1億52万9千982円を取崩し、実質単年度収支につきましては、1千442万8千549円であります。

次に、住宅新築資金等貸付け事業特別会計については、歳入231万3千円に対し、歳出は4千15万4千643円で、差引き並びに実質収支額は3千784万1千643円のマイナスとなり、前年度実質繰越金を差引き、実質単年度収支は、191万9千200円となります。

次に、介護保険特別会計は、歳入7億3千863万9千975円、歳出6億8千696万973円で、差引き並びに実質収支額は、5千167万9千2円、前年度実質繰越金を差引き、基金の積立て及び取崩しにより、実質単年度収支は、2千127万2千620円となります。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計は、歳入6千985万4千20円、歳出6千821万7千565円で、差引き並びに実質収支額は、163万6千455円となり、前年度実質繰越金を差し引いた実質単年度収支は、2万7千424円となります。

以上、全会計の合計では、歳入63億6千997万8千206円、

歳出59億8千920万1千57円、差引き3億8千77万7千149円であり、翌年度に繰り越すべき財源及び前年度実質繰越金を差し引いた単年度収支につきましては、6千656万511円、財政調整基金等の増減等を加味した実質単年度収支は、1億1千51万3千986円となります。

3ページを開いてください。

上段の表は、一般会計の収入における款ごとの決算状況であり、予算現額の項目から予算現額との収入済みとの比較まで、各項目を掲載しております。この内容で、収入未済額の合計1千788万4千893円については、町民税、固定資産税、軽自動車税と住宅管理使用料の未収分となっております。

下段の歳出につきましては、款ごとの予算現額の項目から予算現額と支出済額との比較までの各項目を掲載しております。また、右側の円グラフについては、歳入及び歳出の款ごとの占める割合を表していますので、あわせてお目通しいただきたいと存じます。

4ページを開いてください。

この表は、一般会計における歳出の款及び節ごとの決算状況であります。前年と比較して、増減率の高いものや金額の増減の大きな主な項目として、プラスになった節は、8節旅費、13節使用料及び賃借料、16節公有財産購入費、18節負担金補助及び交付金、27節繰出金などであり、またマイナスに転じた節は、12節委託料、14節工事請負費、17節備品購入費、21節補償補填及び賠償金、27節積立金などとなっております。

5ページからは地方債現在高を、起債対象事業については6ページから9ページに地方債発行一覧を掲載しています。

続いて10ページから11ページ。

参考として、過去10年間の会計ごとの決算状況を掲載しておりますので、これにつきましてもお目通しいただきたいと存じます。

12ページを開いてください。

この表は、月別の収支一覧であり、全7会計の令和4年4月から出

<p>議 長 榎本代表監査委員 議 長 榎本代表監査委員</p>	<p>納整理期間の翌年5月まで、月ごとの収入支出額について掲載しております。収入の多い月については、交付税の受入れや起債の借入れが主なものであり、歳出の多い月については、起債の償還や各事業の支払いが主な内容となっております。</p> <p>13ページをお開きください。</p> <p>上段に、一時借入金の状況を掲載しておりますが、4年度の借入れ実績はございません。</p> <p>下段の基金の繰替運用については、一時的な歳計現金の不足に対応したもので、4年度は15件、金額にして延べ21億3千557万2千971円を基金会計から一般会計に繰替えて運用をしております。</p> <p>14ページを開いてください。</p> <p>14ページから15ページは、定額資金運用基金の運用状況であり、内容に増減があったものを御説明いたします。</p> <p>1の愛媛県収入証紙購入基金は、基金総額50万円を運用するもので、増減分それぞれ98万4千938円の収入証紙を取り扱っております。</p> <p>15ページを開いてください。</p> <p>6の土地改良区運営支援基金については、全額を取崩しています。</p> <p>16ページ以降については、1款議会費から款項目順に、決算効果及び実績について掲載しております。内容については、所管の委員会において、それぞれ担当課より御説明申し上げます。</p> <p>以上で総括説明終わります。</p> <p>よろしく御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>全会計にわたる、会計管理者兼出納室長の説明が終わりました。</p> <p>続いて、代表監査委員から、決算審査の報告を受けることにします。</p> <p>「議長」</p> <p>「榎本監査委員」</p> <p>それでは、議長のお許しをいただきましたので、地方自治法の規定によりまして、令和4年度松野町一般会計決算書及び特別会計6会計並びに基金の運用状況につきまして、山田監査委員とともに審査をい</p>
--	--

たしましたので、別紙のとおり御報告を申し上げます。

時間の都合もございますので、審査意見書のむすびの主な要点等を朗読し、御報告に代えさせていただきます。

なお、なお先刻の町長、会計管理者との御説明と重複する点があるかと思われませんが、よろしく願いをいたします。

それでは31ページをお目通しいただきたいと思います。

新型コロナウイルスの収束のめどが立たないものの、世界各国で、入国制限解除や規制緩和など、経済活動は緩やかに景気が持ち直し、コロナ禍以前に戻りつつあるものの、ロシア、ウクライナ情勢は、地勢学的リスクが顕在化し、急激な変化によりましてエネルギーや食料など、あらゆる供給網が不安定化し、諸物価の高騰に直面し、先行きの不透明感が一段と高まるDX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションなど、社会構造等の大きな変革が加速をしております。

そうした中で、ベース評価で最高ランクの五つ星を取得されました新庁舎が完成し、町民との協働のまちづくり、防災交流拠点の充実強化の推進をはじめ、森の国まつの町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた各種事業を展開し、人口、経済、地域社会の課題に対しまして、一体的持続的に取り組み、防災減災対策、自治コミュニティの支援、農林業や商工業、観光業の活性化、移住定住の促進、健康福祉、子育て支援、ICT教育の充実など、地方創生と町が抱える懸案事項への対処がなされているところでございます。

令和4年度の各会計の歳入歳出決算につきましては、会計管理者所管の関係諸帳票は厳正に経理をされて、正確であることを確認をいたしました。

一般会計特別会計の総額は、63億6千997万8千206円、歳出総額は59億8千920万1千57円、実質収支額3億6千593万5千149円で、単年度収支は6千656万511円の黒字決算となっております。

一般会計の歳入総額は44億8千355万7千848円で、歳出総額は42億9千141万6千297円で、差引き残高1億9千214

万1千551円となっております。これを前年度と比較をいたしますと、8千429万5千959円、率にいたしまして、30.5%の減となっておりますのでございます。単年度収支につきましては、8千850万7千959円の赤字決算となり、実質の単年度収支は4千814万2千364円の黒字となっております。

歳入では、町税が2億9千54万7千604円徴収をされております。

町税全体の滞納繰越額は712万2千988円となっております。愛媛地方税滞納整理機構など、関係機関との連携によりまして、滞納解消に向けた取り組みを継続されたいものであります。

地方交付税につきましては、起債償還金の増に伴いまして、公債費算入額が増加したほか、地域デジタル社会推進費、地域社会再生事業費など、継続して措置されたことによりまして、前年度比2千253万5千円の増となっております。

町債につきましては、新庁舎建設事業が完了したため、公共施設等適正管理推進事業債などが減少したことなどによりまして、起債発行額につきましては、前年度比8億1千235万4千円と大幅減の7億6千674万3千円となっておりますのでございます。

歳出では予算執行率93%で、不用額が1億5千616万703円生じております。その主なものとしましては、総務費の出産祝い金、選挙運動用公営費負担金をはじめとしまして、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費などの各事業でございます。

総体的に言えますことは、入札等の執行に伴います経費の抑制のほか、常時冗費の節約に努められた成果とは言えますが、一部において、事業の未執行によりまして不用額が発生している状況でございました。

歳出構成につきましては、公債費5億3千699万2千円をはじめ、人件費扶助費の義務的経費が15億5千940万7千円で、36.4%を占めております。

投資的経費につきましては、新庁舎建設事業費の大幅な減によりま

して、10億9千886万4千円で、前年度に比べまして11億6千907万円、51.5%の減となっております。

その他の経費につきましては、16億3千314万5千円で支出総額の38%に当たりまして、前年度に対しまして1億8千476万6千円の増額となっております。

その主な要因につきましては、補助費等で、新型コロナウイルス感染症対策として、観光宿泊事業者応援事業費や地域応援商品券事業費等の増などがございます。

続きまして特別会計の状況でございますが、まず国保会計につきましては、3千877万2千円の黒字決算で、単年度収支は1千521万3千円、実質単年度収支は、2千703万1千円と、それぞれ黒字決算となっております。

保険給付費は、3億4千527万6千円で、1人当たりの給付額につきましては、前年度比5.8%減の、37万6千117円となっております。

なお、特定健康診査の受診率は51.7%と、県内では、例年、上位にランクをされておりますが、更に保健衛生業務と連携する中で、予防活動を推進されたいものでございます。収入未済額につきましては、前年度に比べ41万9千793円減少はしておりますが、新たに216万4千600円発生をしております。全体滞納額につきましては、413万5千円余りとなっておりますところでございます。

続きまして診療所会計でございますが、387万8千円の黒字決算とはなっておりますが、単年度収支、実質単年度収支ともに、230万7千円の赤字となっております。

診療所箇所数、病床数、算入相当額などで算出をされております一般会計繰入金3千537万4千円のほか、患者数減少による経営収支補填分として、6千108万円の繰入れをされておるところでございます。

このように繰入金診療収入を上回ったのは、初めてでございまして、非常に厳しい経営状況となっておりますところでございます。

プライマリケアとして、また地域包括ケアにおける医療の核として、地域の保健医療福祉機能を十分に発揮をされて、引き続いての医療の充実と安定経営に御努力を願いたいものであります。

続きまして簡易水道会計でございますが、1億3千51万2千円の黒字決算となっておって、単年度収支は1億1千491万8千円、実質単年度収支は1千442万9千円とそれぞれ黒字決算となっております。

なお水道使用料の収入未済額は1千48万4千410円と多額な滞納額となっており、解消に向け格段の努力をされたいと願うものでございます。

今後は、既存施設の老朽化によりまして、施設整備に投資費用が見込まれるなど、厳しい経営となることが予想されますが、御案内のとおり令和5年度4月からは公営企業会計へ移行しておりまして、水道施設の適正な維持管理や経営の効率化と健全化に期待をするものでございます。

続きまして住宅新築資金等貸付け事業会計でございますが、歳入不足が3千784万1千643円生じ、繰上充用をされております。

滞納金額214万4千円が徴収をされておりますが、年度末滞納金額につきましては、7千512万8千833円と多額の金額になっておるところでございます。会計の健全化のため、解消に向けた、未納額償還対策に一層御尽力をされたいものでございます。

続きまして、介護保険会計でございますが、1億4千381万5千円の繰入れをされ、5千167万9千円の黒字決算となっております。単年度収支は2千529万9千円、実質単年度収支は2千127万3千円と、それぞれ黒字となっております。

滞納状況につきましては、34万7千590円が徴収をされ、新たに52万3千470円の収入未済が発生をして、滞納総額は140万1千230円となっております。

最後に後期高齢者医療保険会計でございますが、163万6千円の黒字決算で、単年度収支、実質単年度収支も2万7千円とそれぞれ黒

字となっております。滞納繰越分12万4千109円のうち、10万450円が収納をされておりますが、新たに14万5千800円の収入未済が発生をしておるところでございます。

続きまして財政健全化を示す指標でございますが、町民税や普通交付税など、経常収支比率は前年度より2.9%悪化をして、84.8%となっております。

その要因といたしましては、令和元年度借入れの過疎債の償還開始によりまして、公債費の増加や職員数増に伴う人件費等の増加があげられております。

今後は新庁舎建設事業等、多額の起債発行による公債費の増加が見込まれ、これまで以上に起債発行の抑制や内部管理経費等の削減にも取り組まれないものでございます。

財政力指数は昨年度とほぼ同数で、今後も横ばい状態が続くものと思われま。

実質公債費比率につきましては、前年度より、0.6%悪化をしております。平成20年度におきましては要注意の数値を超えておりましたが、翌年度からは要注意の数値以下で推移をしております。しかしながら、近年の大型建設事業に伴う多額の起債発行によりまして、数値は悪化するものと予想をされているところでございます。

最後に公有財産についてでございますが、遊休施設は老朽化等により、周辺環境面など、地元の皆さん方などと処分等を含めて、引き続いでの検討をされたいものでございます。

学校、保育園の管理につきましては、安全対策及び校舎内外の維持管理はもとよりでございますが、5類感染症となりました新型コロナウイルスなどの感染症予防対策につきましても、基本に沿った予防対策がなされているところでございます。

今後発生が予想されております、南海トラフ地震や地球温暖化が原因と考えられます地球規模の自然災害など、防災体制を更なる強固なものにされたいと願うものでございます。

今日少子高齢化や人口減少、先行き不透明な経済動向、地方分権の

	<p>進展など、行政の果たす役割はますます重大さを増すと思われます。そういった中で、町民の生活と福祉の向上のため、松野町総合計画などの事業によりまして、小さな町の大きな挑戦を方針とされました、50年後100年後も穏やかな暮らしが続いていること、自然や歴史文化が次の世代に受け継がれていくこと、今を生きる住民が幸せを実感できできるようになること、をまちづくりの目標に、住んでよい町、訪れてよい町、住みたい町など、SDGsの視点を取り入れられた「浪漫ちっくシアター森の国まつ」の創造と発展のため、全職員が一丸となられて広い視野と英知を結集されて、日々の職務に精励されることを期待するものでございます。</p> <p>大変不慣れでお聞き苦しい箇所が多々あったことだと思われますが、以上で御報告を終わりといたします。</p> <p>御清聴ありがとうございました。</p>
議 長	<p>代表監査委員による、決算審査の報告が終わりました。</p> <p>これより、決算内容に対する質疑を行います。</p> <p>質疑は、会計別に行います。</p> <p>まず、認定第1号「令和4年度松野町一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、認定第2号「令和4年度松野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、認定第3号「令和4年度松野町国民健康保険中央診療所特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて、認定第4号「令和4年度松野町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。</p>

議	長	(質疑 ～ なし) 質疑なしと認めます。 続いて、認定第5号「令和4年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。
議	長	(質疑 ～ なし) 質疑なしと認めます。 続いて、認定第6号「令和4年度松野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。
議	長	(質疑 ～ なし) 質疑なしと認めます。 最後に、認定第7号「令和4年度松野町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑を行います。
議	長	(質疑 ～ なし) 質疑なしと認めます。 以上で質疑を終わります。 お諮りします。 ただいま議題となっております、 認定第1号から認定第7号までの各決算は、お手元に配布の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。
議	長	御異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。 したがって、本決算は各常任委員会に付託することに決定しました。
議	長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。(14:17)
議	長	本日は、これで散会します。(14:17)